

大学の設置の趣旨等を記載した書類

保健医療経営大学設立準備委員会

## 大学の設置の趣旨等を記載した書類

### ア 設置の趣旨及び必要性

#### (1) 大学設置の趣旨

##### ) 背景

我が国において国民生活、経済社会、公的政策・財政など様々な面で重要な役割を担っている保健・医療・福祉分野は、近年、様々な課題に直面する中で、大きな変化を見せている。

たとえば、急速に進展する少子高齢化、社会構造や生活習慣の変化、健康や医療に対する国民の意識の高まりなどを背景として、生活習慣病の増大などの疾病構造の変化、社会保障制度の持続性への懸念の増大などの課題が生じている。また、運動や食品など健康に関する様々なサービスが展開され、さらに、医療施設等におけるサービスや技術の水準に関する情報提供に対する要請が増大するなどの状況も見られるようになっている。このような情勢変化や課題に対処し、持続可能な制度を構築するとともに、より良いサービスの提供体制を確立するため、保健・医療・福祉分野の全体にわたり広範かつ重大な制度改革が進められている。

こうした情勢変化などを保健・医療・福祉サービスを提供する側についてみれば、医療と介護、大病院と中小病院、公と民などの間の役割分担のあり方や、僻地、あるいは小児科、産科等の特定分野の医師不足などが地域において大きな課題となっている。また、医療施設においては、医療の質の確保、医療安全管理、情報公開や患者への情報提供、診療報酬体系の大幅な見直しなど、施設としての全体的な方針の下での対応が必要な様々な課題が生じている。

このような状況に的確に対処し、我が国の保健・医療・福祉を社会のニーズに即した適切かつ持続可能なものとし、もって国民の健康の維持・増進を確保していくことが、今後の我が国の重要な課題である。このためには、今後特に、病院などの施設や地域社会において、全体的見地から中長期的な視点を持ちつつ運営する機能が必要不可欠である。しかしながら、これを担う人材が必ずしも十分に育成・確保されているとはいえない現状であり、施設や地域において上述のような課題に的確に対応できず、地域の保健・医療・福祉サービスの提供体制が適切に確保されない場合も見られるようになってきている。

我々は地域の保健・医療・福祉に携わる立場から、こうした人材の育成の必要性を非常に痛感しているところであり、ぜひとも高等教育においてこうした人材の育成を行いたいと考えた次第である。

##### ) 保健・医療・福祉分野の経営

保健・医療・福祉分野に関わる主体としては、国（国レベルの公的機関を含む）、地域社会（地方自治体を含む）、保健・医療・福祉サービスの直接の提供主体（医療・福祉施設など）、医薬品・医療用具から健康サービス産業などの関連産業、サービスの受給者である国民、が挙げられる。保健、医療及び福祉は、多種多様な政策・制度が設けられ、その下で、それぞれの主体が様々な形で役割分担し、サービスの提供が行われている。

保健・医療・福祉分野をめぐる大きな情勢変化や制度改革の中で、特に、医療施設等の

保健・医療・福祉サービスの直接の提供主体及び地方自治体を中心とする地域社会は、最も直接的にその大きな影響を受けるものであるとともに、保健・医療・福祉分野の主体として大きな比重を占めているために制度改革の中で大きな役割が期待されている。

具体的には、医療施設等に対しては、情報提供を含む患者・利用者の視点に立ったサービスの提供や、診療報酬における DPC (Diagnosis Procedure Combination: 診断群分類) に基づく包括評価への対応、在宅医療の推進、療養病床の転換など、サービスレベルの維持向上とともに、地域の実態やニーズを踏まえ、将来を見据えた上での経営戦略が求められるようになってきている。

また、地域社会の役割として、「医療費適正化計画」「健康日本21」などの策定や、後期高齢者医療制度の創設など地方自治体の役割の増大とともに、医療提供体制の偏在への対応や医療・福祉施設等の機能に応じた適切な役割分担の構築などが求められている。

こうした情勢変化や制度改革は、単に一過性のものではなく、今後の少子高齢化の見通し、人口推計等を勘案すれば一層進展すると考えるべきであり、医療施設等や地域社会において、中長期的な視野に立ちつつ、情勢や制度の変化を前提として、それに的確かつ柔軟に対応していくことができる能力が今後強く求められるところである。

しかしながら、保健・医療・福祉分野における医療施設等や地域社会においては、他業種等に比較してみれば、現状を的確に把握・分析し、将来を見据えつつ情勢変化に的確かつ柔軟に対応していくという「経営」が、必ずしも重視されなかったと考える。これは、施設や地域における個々の実態に応じた自らの判断による個別具体の対応をあまり深く追及せず、ある程度受動的な対応であっても、大きな破綻なく運営や経営が可能であったという側面は否定できない。現状及び今後の見通しは、こうした姿勢を容認できなくなってきているということである。

一般に「**経営**」とは、「方針を定め、組織を整えて、目的を達成するように持続的に事を行うこと」(大辞林)とされている。これを保健・医療・福祉分野に当てはめてみれば、「**保健・医療・福祉に関するそれぞれの主体において、その対象に関し、目的・目標を定め、それを達成するため方針等を明確にし、組織・システムを整えて、計画的・持続的に事を行うこと**」と整理できる。

我が国の保健・医療・福祉を適切に構築・運営し、もって国民の健康の維持・増進を確保するために、医療施設等や地域社会におけるこうした「**経営**」(施設経営・地域経営)が適切に行われることが求められており、本学は、こうした保健・医療・福祉分野の経営を担う人材の育成を目指すものである。

## (2) 大学設置の必要性

保健・医療・福祉分野の経営を担う人材を育成する必要性

今後の保健・医療・福祉分野の施設や地域社会の運営に当たっては、適切に「経営」が行われることが重要である。これを担う人材に求められる素養としては、その働く場所や役割によって異なる部分も大きいですが、まず、企業経営や地域経営など一般の経営に関する能力が求められる。すなわち、今後の保健・医療・福祉分野が、受動的な対応ではなく、他業種と同様、いわゆる経営学的な基礎に立脚し、的確な状況の分析等を根拠とした中長期的な方針等に基づく能動的な対応が求められるためである。そうした一般的な経営に関する適切かつ十分な基礎に立脚した上で、保健・医療・福祉分野固有の見識

を修得しておくことが求められる。

従来は、保健・医療・福祉分野の経営の必要性が必ずしも十分に認識されなかったこともあり、高等教育レベルにおいて必要十分な課程を備えた教育の場はあまり多くはなく、主にOJT（On The Job Training）により育成されてきた。今後、幅広い中長期的な視野を持って保健・医療・福祉分野の施設経営や地域経営を企画立案し、実行していく能力を有する人材育成が必要な中で、従来のような方法の人材育成のみに依存することは適当ではない。すなわち、様々な政策や制度が多様に関係し、かつ多種にわたる専門技術者が関与する保健・医療・福祉分野では、政策や制度に対し短期的・狭隘な視野からの対応となる、あるいは利害関係の調整や専門技術者の業務の補助的な役割にとどまってしまうことになりかねないということであり、より良い人材の育成方法が必要となっている。

なお、九州地区には、学部レベルにおいて保健・医療・福祉分野の経営に係る教育研究を主として行う学部はなく、九州においてこれら分野の人材育成を行うための大学を設置することは大きな意義を有すると考える。

#### 保健・医療・福祉分野の経営に関する研究活動の推進

保健・医療・福祉分野の施設経営や地域経営については、上述のような情勢変化等を背景に、最近になって、特に大学院レベルを中心として、研究活動が徐々に拡大してきている。しかしながら、**保健・医療・福祉分野の重要性の高まりや地域ごとの個別性などに照らせば、当該分野の研究活動や、その成果の地域社会・医療施設等への展開がより一層広く進められる必要がある。**

特に、当該分野は、地域ごと、施設ごとにそれを取り巻く様々な固有の状況に応じ、綿密な対応が今後より一層求められると考えられることから、地域社会や個別施設をフィールドや題材とし、個別具体的なテーマを設定した研究活動を推進することが重要である。

後述のように、保健・医療・福祉分野の比重が高いにも関わらず、保健・医療・福祉分野の経営に関する学部が存しない九州の地方社会において、地域と連携しつつ上述のような研究活動を推進することは、意義が大きいと考える。

#### 地域社会からの要請と地域貢献の必要性

この大学設置構想は、福岡県南部の柳川山門三池地域において進められている複数市町にまたがるまちづくり計画の一環として位置付けられている。このまちづくり計画は、当地域の重要な地域計画のひとつであり、「保健・医療・福祉と教育の連携によるまちづくり」を基本コンセプトとしており、高齢化が進展し人口減少に悩む地域において、**地域の保健・医療・福祉への貢献はもとより、地域の生涯学習の拠点、地域の産業振興や活性化の観点から、地元自治体をはじめ地域社会から大学の設置が強く要請されている。**

また、九州地区は概して高等教育への進学率が高くはなく、また、当該地域や周辺地域は近隣に4年制大学の数や種類が必ずしも多くはない中で、若者の受け皿としても大学設置が強く期待されている。

## 国際協力の推進

保健・医療分野は、国際社会においても重要な課題の一つである。発展途上国における保健・医療の水準はまだまだ低いところが多く、特に新生児死亡率の高さなどにみられる母子保健・医療の分野の遅れは、経済面への影響を含め、世界の健全な発展の観点からも引き続き重要な課題である。

発展途上国の保健・医療水準の向上のためには、国全体の制度・システムの整備、医療施設などのハード面の整備、医師・保健師・看護師などの医療技術者の養成・確保が重要であるが、保健医療施設や地域における経営・運営の体制も脆弱なことが多く、これらを構築する人材も求められている。

我が国の国際保健医療協力においても、国全体の制度・システムの構築、ハードの整備への支援や、医療技術者の派遣等は多く行われているが、施設経営・地域経営の指導を行いうる人材は必ずしも多くなく、それら人材を養成する場も限られている。こうした分野の国際協力の推進を図るための研究や国際活動を行うとともに、当該分野の国際協力に携わる人材の育成に貢献することが求められている。

### (3) 教育研究上の理念

#### (ア) 本学の教育研究の対象

保健、医療、福祉はそれぞれ重要な分野であり、お互いに密接な関連の下で、制度が構築され、運営されている。しかしながら、本学における教育研究の対象として考えた場合、これらの位置付けや関係については、次のように考えることができる。

まず、福祉という概念は多義的であり、例えば、「福祉国家」などと使う場合の極めて広い概念から、国家予算において位置付けられた福祉制度という明確化された概念までである。また、後者の場合も、老人福祉から障害者・児童・母子福祉、生活保護など幅広い対象を有する。少子高齢化の進展等の情勢変化に対応した持続的な社会保障制度の構築といった問題意識から福祉の問題を捉えれば特に老人福祉が重要であるなど、研究教育のあり方を考えるに当たって、福祉分野はその対象を的確に捉える必要がある。

また、サービス提供主体の数や制度的な比重などの面からは、特に医療分野が重要である。そこに内包される課題の一部、例えば、社会的入院（入院の必要がないのに、受入れ先が確保できない等のため余儀なくされる入院）の問題などが老人福祉のあり方に大きな関連を有する。さらに、現在の老人福祉において最も大きな比重を占める介護保険については医療のあり方を踏まえて検討されるべき面が大きい。つまり、我が国における上述のような問題意識を前提とする場合にあっては、福祉、特に老人福祉の問題は、医療の問題と切り離しがたい分野であり、特に比重が大きい医療分野に従的なものとして位置付けられるものと考えうる。

保健についても、多義的な面があり、かつ医療・福祉との関連性は高いものの、上述の問題意識を前提とした場合にあっては、医療・福祉と対比して行政が直接担う役割が大きいという特色を有するとともに、地域の実態に即した適切な保健政策の推進により医療や介護を必要とする状態となることを極力防止することなどにより、持続可能な社会保障制度の構築に大きな役割を担うと考えられる。この意味で、保健は、特に保健・医療・福祉の地域経営において重要な分野であると考えうる。

福祉、特に介護を中心とする老人福祉については、もとより本学の教育・研究の対

象の一つであるが、以上のように本学では従的な側面が強い分野である。

以上の点を踏まえ、本学における教育及び研究の内容は、その主たるフィールドは「保健医療」分野であり、当該分野の経営、すなわち「保健医療経営」と称することができる。

(イ) 本学の教育研究上の理念

本学は、次の6つを理念として、教育研究を行う。

「人」を理解する

保健医療分野は、傷病、障害などを負い、あるいは介護を必要とする人々に直接的に相対する分野である。このため、この分野に従事する者は、特に、人間の尊厳及び価値を理解し、相手の立場を慮り、思いやりの心を持ち、相手が何を必要としているかを常に考えながら接しなければならない。また、人の生命、身体に関わる職業であることから、高い倫理観、強い責任感を持って従事しなければならない。

「社会」を理解する

保健医療分野は、多くの専門技術職など様々な人が関わってサービスが提供され、また、地域医療連携や業務上の取引、様々な諸制度の下での公的な対応など、内部的にも対外的にも様々な社会的側面を有している。さらに、サービス提供の直接の相手方のみならず、その家族や社会的背景などが関わってくる場合も多い。

保健医療分野に従事する者は、当該分野のみの狭い視野で物事を把えるのではなく、こうした様々な社会的側面を理解するための素養を修得し、これら外部の多様な社会性を尊重する姿勢を持ち、業務に従事することが求められる。

「地域」を理解する

保健医療分野は、地域の実態によりその地域が必要とするサービスは異なり、また、医療施設等の現場の状況により、その施設におけるサービス提供のあり方も異なるものである。このため、地域や現場の状況を的確に把握し分析する視野、その分析を踏まえ、全体的な制度の下で地域や現場におけるより良いサービス提供のあり方を柔軟に構築しうる能力が重要である。

また、大学は様々な面で地域社会と密接に関わるものであり、大学及び地域社会の両者が相互に連携協力を図り、良好な関係を構築することにより、大学の運営及び地域社会の活性化の双方においてより良い環境が醸成されるという視点も重要である。

「世界」を理解する

我が国の保健医療分野は、様々な課題を抱えつつも、世界最高の平均寿命を達成するなど、優れた結果を残している。一方で、劣悪な保健医療環境にある発展途上国の現状を知り、その水準向上のために研究・活動することは、国際的な視野のみならず保健医療分野に従事する者としての視野を広げることに資するとともに、我が国の国際化に貢献するものである。その際、単に保健医療の状況のみを捉えるのではなく、その国の歴史、文化、社会・生活、さらに宗教などを総合的にみる能力を養わなければならないということも重要である。

「未来」を理解する

保健医療分野は日進月歩で高度化・専門化を続けており、これに従事する者としても、未来を見据え、より高度な専門性の修得の追求に向けて努力しなければならない。また、目の前の患者への対応など現在の課題に最善の努力をすることが最も重要ではあるが、制度・システムの構築はもとより、医学・薬学などの技術的な進歩、人材の養成、地域の将来見通しの把握などにおいて、中長期的な視野での対応がまた重要である。

「自ら」を理解する

保健医療分野に携わる者は、以上のような広い視野を持ち、それらの理解に努めることが肝要であるが、そのためには、まず、自分の能力、特徴、適性などを客観的に理解し、その上に立って、自分を信頼していなければならない。こうして自分を知り、信頼することによって、さらなる自分の能力の向上や世界観の拡大につなげていくことができる。

#### (4) 教育研究上の目的

##### (ア) 教育研究上の中心的な学問分野

本学は、一般の施設経営や地域経営に関する見識に立脚した保健医療経営を担いうる人材を養成することを目的とする。この目的に資するために、**保健医療経営学部においては「施設経営」及び「地域経営」の2つの領域を設け、教育研究の主たる対象とする。**

少子高齢化、莫大な財政赤字など、我が国の置かれた社会経済情勢の下で、我が国の保健医療に係る政策はどうあるべきか、地域社会においては、それぞれの地域の実態や課題を踏まえ、こうした政策がどのように具体的に実現されるべきか、また、こうした全体的・政策的な枠組みの下で、医療施設等においてはどのような経営・運営を行っていくべきかということが、本学の教育研究の主たる対象であり、命題である。このうち、個別の医療施設等における対応、地域社会における対応が、それぞれ「施設経営」、「地域経営」の対象となる。

本学が地域のまちづくりの中で位置付けられた計画であることとともに、後述するように、福岡や九州地区の保健・医療・福祉分野に係る特徴（医療従事者や医療施設の多さ、一人当たり医療費の高さ、要介護認定率の高さなど）を踏まえれば、地域社会と連携を図り、変化を必要とする地域をフィールドとすることにより、保健医療経営に関する本学の研究が大きな重要な意義を持つと考える。

##### (イ) 教育上の目標

###### 施設経営

施設経営の領域においては、医療施設など保健医療分野の現場を担う個別施設の経営・運営について、施設に関する経営学一般に関する教育研究をベースとして、それと比較対照しつつ、保健医療経営の特性について教育研究を深める。医療保険制度をはじめとする多様な法制度や、医師・看護師その他多様な職種が存在する中での組織管理など、一般企業と異なる要素はあるものの、経営・運営に関し一般企業と共通することは多いと考えられ、他業種との対比等を通じて、保健医療の施設経

営のより良いあり方について追求する。

特に、医療施設等の経営について、財務分析を主とした経営分析やマーケティングなどを行い、その結果を踏まえた客観的な根拠に基づき、事業計画・中長期計画の策定やプロジェクト等の企画立案、また諸課題に対する具体的な対応策などを、医療施設等の特殊な組織の中での確に講じうる素養を養成することを大きな教育上の目標とする。

#### 地域経営

地域経営の領域においては、公共政策、地域づくり、社会調査などを含め、いわゆる地域経営に関する教育研究をベースとして、地域における保健医療分野の課題、ニーズ、将来見込み等を調査・分析する手法、地域の保健医療に関するシステム・枠組み等を検討・立案し、運営する手法などについて教育研究を深める。

特に、**具体的な地域社会の実態** - 例えば、人口動態・少子高齢化の現状や将来見込み、住民の健康・疾病状態、保健医療に係る施設の設置状況、自治体の施策や財政状況など - を的確に把握し、地域の課題をまとめ、**保健医療に関する地域計画等を策定し、また地域の様々な保健医療分野のニーズや課題に対し具体的な対応方法を考察しうる素養を養成することを大きな教育上の目標とする。**

### (5) どのような人材を養成するのか

#### (ア) 養成する人材像

本学においては、施設経営及び地域経営の両分野について、養成すべき人材像として、それぞれ次のような者を想定している。

##### 施設経営分野

施設経営分野において養成しようとする人材は、将来的に病院等の事務部門の経営管理者に成長するために適切・必要と考えられる素養を有する者である。

本学においては、こうした素養として、病院の運営において今後ますます重要な要素になると考えられる一般の企業経営に関する学識等とともに、病院において固有な運営実務の基礎に関する学識・能力が必要であると考えている。

こうした素養を持つことにより、病院という特殊な職場環境の中で、円滑かつ速やかにその運営に関する技能を修得しつつ、「経営」的な視野や課題解決能力を持って、病院が全体としてあるいは各部署において抱える様々な課題に対処し、また将来方向を考えていくことによって、将来の事務部門の経営管理者としての能力が形成されていくものと考えている。

この過程においては、総務・企画部門のみならず、事務職員が関わる様々な部署、例えば、経理・財務、人事、医療事務、資材・用度、地域連携などを経ることが想定されるところであり、それらの部署における業務経験が、事務部門の経営管理者として総合的な視点からの確な判断を行うなどの能力形成に重要であると考えられる。

##### 地域経営分野

地域経営分野において養成しようとする人材は、地域全体を対象とする様々な保健医療分野の計画・施策や事業・プロジェクトなどに取り組む地方自治体などの組織体等において、そうした計画やプロジェクト等を企画・立案、実行・運営するような業務



に、的確な自分の役割でもって従事しうる素養を有するものである。

このような業務は、その規模や関係者のあり方いかんにより様々な形があるが、概して、多数の関係者・関係機関等の存在、課題やニーズの把握の重要性、法制度や補助事業など国等の施策の状況・方向性的確な理解、将来見通し等の見極め等の要因が絡むことが多いと考えられる。そして、こうした業務に携わる者の役割については、その経験等のいかに踏まえつつ、様々な内容・形での従事が想定される。

経験等に応じたその役割を的確に果たすとともに、自ら問題意識や主体性を持ってより良い方向に進めて行く姿勢や、計画等を進めていく過程で生じる課題等に能動的に対処する意識が重要であり、そのような中で経験を経ていくことによって、徐々により高次の役割を担うことができるようになると考えられる。

なお、地方自治体における事務職員の場合は、数年ごとに様々な部署をローテーションすることになるが、一般の地域政策や地域づくりを基礎として保健医療という具体的分野の地域政策等を考察・学修するという本学の教育の基本的考え方は、他の分野における地域政策等においても、これを応用することにより効果を発揮しうるものであると考える。

#### (イ) 必要な素養

本学の教育の目的は、社会の将来的な姿を見通しつつ、関連分野はもとより経済・社会・政策全般を含む幅広い見識を持って保健医療分野の経営を担うことができる人材を養成することである。こうした人材に必要と考えられる次のような素養を修得させる教育を行う。

##### 豊かな人間性及び幅広い視野

保健医療分野に従事する者として、人間の尊厳及び価値を理解し、相手の立場を慮り、思いやりの心を持つとともに、高い倫理観、強い責任感を有することが必要である。

また、広く経済社会の動向、地域や国際社会の情勢に関心を持ち、保健医療分野はもとより、その他の分野を含め幅広い視野を有することが、今後の保健医療経営を担う人材には不可欠である。

##### 的確な根拠に立脚した課題探求能力及び実践的な対応能力・調整能力

課題探求能力（主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力）は、まさに今後の保健医療経営の分野において必要な能力の一つである。

また、保健医療の現場では、様々な要素が要因・背景となり、それによって生じる課題や問題は千差万別であり、その状況に応じた的確かつ柔軟に対応しうる能力が求められる。

さらに、保健医療の現場は、様々な職種・立場の人が共同して従事し、また、外部の医療施設等との連携、公的機関との協議なども日常的に行われる。このような中で経営に携わる者には、その立場から能動的にリーダーシップを持って対応策等の提起をし、また関係者間の意見を取りまとめる調整能力を有することが求められる。

このような能力については、特に保健医療分野の場合、社会情勢や制度のあり方などに大きく依存すること、様々な専門職種が関わっていることなどから、現状・課題や将来見込みの分析などを踏まえた的確な根拠に立脚するものであることが重要である。

### 経営に関する能力

上述のように、保健医療経営を担う素養として、まず一般の企業経営、地域経営といった能力が求められる。すなわち、保健医療分野だけでなく、一般の企業経営や地域経営などにおいても必要と考えられる能力をベースとして修得していることが求められる。

併せて、今後、保健医療分野においても重要性が増大すると見込まれる情報処理や国際的コミュニケーションについても、一定のスキルを修得することが求められる。

以上の一般の企業経営や地域経営に関する学識を基礎としつつ、保健医療経営の分野に従事する上で必要な学識を修得することが求められる。特に、医療保険・介護保険などの保健医療分野の制度や、人体・医学に関する基礎的知識、医療組織や安全管理などの病院管理、保健医療分野と地方行政、関連産業などについて、一定の見識が求められる。

### (ウ) 学生確保の見込み

平成17年度における九州地区（沖縄県を除く。以下同じ。）の高校卒業生数は約13.7万人である。このうち、大学等への進学者数は約5.8万人、大学等への進学希望者数は、約6.7万人である。

九州地区は大学等への進学率が高くはなく（平成17年度：48.3%～37.9%）、福岡県を除き各県ともに全国平均（同：47.3%）を下回っている。福岡県の中でも県南地域は、概して進学率が低い状況にある。（参考資料1）

また、いわゆる学生収容力も福岡県を除き低い状況にあり、特に本学の設置予定地の周辺地域（佐賀東部を含む）では4年制大学の数や種類が必ずしも多くはない。

このような状況下で、福岡県南地域に新たな大学が設置されれば、佐賀東部を含む地元からの一定の進学が見込まれると考える。

この場合、進学率の低さは、通学圏やその周辺に選択できる大学が少ないということも一因として考えられ、地元で新たな大学が設置されることにより、周辺地域における進学率の向上を誘引する効果も考えられる。

仮に、沖縄を除く九州各県の進学率が全国平均となった場合、佐賀県で500人程度、福岡を除く九州全県で6,500人程度の進学者の増加となる。

本学の教育研究分野は、今後の我が国において重要性を増す分野であり、就職先としても保健・医療・福祉に関連する様々な分野が考えられる。特に九州地域では保健・医療・福祉分野の比重が様々な意味で高いことから、九州地域における本学の教育研究分野に対する今後のニーズは高まっていくものと考えられる。

このことに関連し、大学設置予定地の周辺30km程度の圏域に存する高等学校の2年生（配布対象数約10,800人。回収数5,600人）を対象にアンケート調査を実施したところ、本学の行う教育内容や本学への進学に対し、かなり高い関心が示されたところである。アンケートに際しては、「保健・医療・福祉分野の経営」という本学の教育内容をできる限り分かりやすく説明する文書を添付した上で実施したが、病院・福祉施設の経営スタッフや保健・医療・福祉分野の地域づくりなどに関する仕事への関心については1割前後の者が関心を示し、また、本学への入学を「考える」とした者の

回答が6%強（実数 370 人）あったところである（「多少考える」は26%強）。  
（参考資料2）

本学の学生確保の主たる対象と見込む地域は、地域重視の観点とともに大学の数・種類が少ない地域であることから、大学設置予定地の周辺地域と考えている。この地域から、アンケート結果にかんがみ従来の進学者に相当する母数のうちの一定割合の進学が見込まれるとともに、進学率が低い地域の底上げによる進学者が想定される。

また、本学の教育内容が、九州地区では初めてのものであることから、九州全域からの進学も一定程度が見込まれる。

さらに、「地域経営コース」の教育内容については、全国的にも稀なものと考えられることから、少数とは考えられるが、全国広域からの進学も想定される。

以上のことから、150人という学生の確保は十分に可能と考えられる。

## （エ）卒業後の進路

本学卒業後の進路としては、教育内容の特色から様々な分野が考えられるが、施設経営・地域経営のそれぞれに、主に次のような進路が挙げられる。本学としては、学生の円滑な進路決定、就職に資するため、学生支援センター（参考資料3）を中心として適時適切な指導・相談に努めるとともに、資格取得や就職対策について支援していく。このような対応により、150人の就職先の確保は十分に可能であると見込まれる。

### 1) 施設経営分野

施設経営分野では、まず、病院などの医療施設や、介護老人保健施設などの介護施設において、将来の事務部門の経営管理者候補として、総務、企画、経理、人事等の経営実務を担当する部署が挙げられる。

医療施設については、診療所や小規模の病院への就職も想定はされるが、主として中規模以上の病院への就職が多いと見込まれる。これらの病院では、狭義の医療事務に主として従事する職員（以下「医療事務職員」という。）を除く事務職員の数も多いとともに、病院内における職種や部署も多岐にわたるため、いわゆる経営が担う役割が大きいためである。

厚生労働省「病院報告（平成16年度）」によれば、全国では、「病院」に勤務する職員約166万人のうち、事務職員は15.3万人と1割弱を占めており（参考資料4）、うち病床数200床以上の病院に勤務するものが約8.7万人（平成16年）であり、このうち医療事務職員が半数としても、総数で4万人程度の規模の就業の場があると考えられる。

九州地区では事務職員総数で約2.3万人であることから、全国の数値から推計すれば、200床以上の病院において、総数で5千人以上の就業の規模があるものと推測される。

本学としては、設立母体たる聖マリアグループなどのネットワークを利用していくことなどにより、九州だけでなく全国的に就職先たる病院を確保していく考えである。具体的には、次のような取組により、就職先の確保に努めていく。

## 【就職先確保に向けた具体的な取組内容】

大学の教職員による就職先開拓のための取組

(具体例)

全国の中規模以上の病院等への大学広報誌の配布や訪問活動

保健医療福祉分野に関する調査・研究活動や病院経営支援活動(病院経営等に関する講演会、講習会の開催など)の推進による大学の地歩の確立

実習病院のネットワークによる就職先確保

(具体例)

施設実習を効果的に行うことなどによる本学学生の評価の確立

(例えば、実習実施に際しての実習病院に関する事前学修の充実など)

実習病院に対する本学の教育研究内容等の幅広い情報提供や、実習病院職員を対象とする各種講演会・講習会の開催等

教育体制の構築と並行しつつ、逐次、実習病院を拡充していくこと

聖マリアグループのネットワーク

聖マリア病院(総病床数 1394 床、職員数 1800 人)を中心とする聖マリアグループのネットワークについて、適正な情報管理に留意しつつ、次のような形で協力を得ることにより、就職先確保を図る。

(具体例)

聖マリア病院の連携病院・診療所(約 480)に対する広報(広報誌の配布、会合に際しての説明など)、講演会・講習会の開催

聖マリア病院が参加する VHI 研究会(日本を代表する大病院によって組織される団体)参加病院に対する広報(広報誌の配布、会合に際しての説明など)

聖マリアグループの職員報や OB 会の利用を含め、聖マリアグループに勤務する医師・看護師その他の職員(OB を含む)を通じた就職先の開拓

したがって、就職先としては「病院」において入学定員数の半数以上、少なくとも 80 人程度以上は確保できるものと見込まれる。

こうした事務系職員としての就業が最も大きな進路として想定される。

医療施設等における今後の経営の重要性の増大にかんがみれば、本学の養成する人材に対するニーズは高まっていくものと見込まれる。特に九州は、総じて次のような特徴がある(参考資料 5)。

医療従事者数や医療機関数が多い

受療率や一人当たり医療費が高い

要介護認定率が高い

高齢化率(将来推計を含む)が高い

このため、九州では、全国に比して、

- ・医療機関数等の量的なニーズが高いことに加え、
- ・効率的な保健医療の提供体制の構築という流れの中で、地域全体としてより一層の適切な施設経営・地域経営の構築が求められる

と考えられ、本学の養成する人材に対する潜在的なニーズは高いと考えられる。

なお、既述のように、九州地区には、学部レベルにおいて保健医療経営分野の教育研究を主として行う学部学科はなく、以上のような九州地区の特性にかんがみれば、本学の存在意義は大きい。

また、医薬品、医療機器など医療施設等に極めて関連が深い産業分野のみならず、健康サービス産業、コンサルタントなどにおいても、市場規模の拡大、サービスの種類の多様化に伴い、保健医療経営を担う人材に対するニーズは今後ますます高まると見込まれ、こうした分野への進路も見込まれる。

例えば、様々な医療関連サービスが外部委託されているが、まだまだ発展途上にある（委託率が高まりつつある）サービスが多いことから、こうした傾向がうかがえる。なお、医療関連サービスとしての経営コンサルティングの利用も増大しているが、このことは医療経営に関する識見を有した人材を確保することが病院としても必要とされていることの反映と考えられる。（参考資料6）

さらに、本学の養成する人材は、保健医療分野以外の業種においても活躍しうる施設経営や地域経営の素養を修得する教育を受けることから、一般の企業等への就職も見込まれる。

このほか、本学の対象とする研究領域は、今後重要性が増大すると考えられる一方、我が国ではまだ蓄積も多くはなく今後の発展が期待される分野である。このことから、より一層の高度な研究を行うため、保健医療経営分野に関する研究機関への就職や大学院への進学なども想定される。

## 2) 地域経営分野

地域経営分野では、まず、行政機関への就職が期待される。もとより、行政機関における事務系職種は、その就業の過程において多様な部門を経験するものであるが、特に専門技術職が重要な役割を担う保健医療の行政部門では、事務系の職員が対等な立場で業務を遂行するためには保健医療分野に関する一定の見識を有することが求められる。行政における保健医療分野の比重の増大にかんがみれば、一般の地域経営に加え保健医療の地域経営に係る見識を併せ持つ人材を確保することは行政機関としても有意であると考えられる。

なお、毎年度の採用の人数としても多くはなく、公務員となるには試験（行政職が想定される）を突破する必要があるが、実際に就職できる人数は病院ほど多くはないと見込まれる。しかしながら、試験対策を含め綿密な就職支援を行うことにより、できる限り地方自治体への採用を進める考えである。

2006年における地方自治体の職員のうち一般の事務職員数は全国で22.8万人、沖縄を除く九州で2.7万人である。

本学としては、地方自治体をはじめとする公的機関への就職を20人程度を目標として進めたい。本学の教育研究の目指すところは、行政機関における取組も重要な要素であり、教育研究における行政機関との連携協力を進めるだけでなく、卒業生が行政機関において活躍することを期待し、行政機関への就職を積極的に支援する。

また、施設経営コースの卒業後の進路としても、医療施設等が挙げられる。特に、多くの診療科を有する大病院等において、地域社会における課題やニーズの把握、必要なサービスの新たな発掘、そのための様々な地域プロジェクトの企画・実施など、より積極的な展開を目指す病院などにおいては、施設経営コースの人材は有意であると考えられる。

さらに、保健医療分野のNPO・NGOも挙げられる。なお、本学においては、国際保健医療協力の現場に一人前の即戦力としてすぐに従事することが可能な教育までを行うものではないが、様々な就業経験などを経て将来的にそうした場に携わることを目指す者のための基礎的な教育課程を編成している。その中で、国際協力を行うNGO等へ卒業後直接に進み、そこで経験を積んでいくことも進路の一つと考えられる。

以上のほか、施設経営分野と同様に、保健医療福祉関連産業や一般企業、研究機関・大学院進学なども、進路として見込まれる。

### 3) 地域特性に対する貢献について

前述の保健・医療・福祉分野における九州地域の特異性に対して、本学の卒業生がどのように貢献しうるのか、その可能性については、次のように考えることができる。

少子高齢化の急速な進展等の中で、特に財政的な面から我が国の保健医療分野に関する制度の持続可能性が大きな課題とされ、今後ますます医療費等の抑制が強く求められるようになると考えられる。

特に、一人当たり医療費や要介護認定率が総じて高いという地域特性を有する九州地域では、医療従事者数や医療機関数の多さ、受療率の高さなどとあいまって、病院などにおける効率的な経営や、地域社会全体での医療費等の抑制という要請が強まるものと考えられる。

一方で、保健医療分野は、地域社会に必要とされるサービスが適切に提供されることが必要である。

このような課題に対処していくためには、病院等や地域社会に求められるサービスのあり方を的確に把握した上で、そのサービスの質・量を維持確保しつつ、無駄を省き効果的・効率的に提供するための施設経営・地域経営が重要であり、このことは本学の卒業生が貢献しうる分野であると考えられるものである。

具体的には、まず、地域社会においては、医療・介護等に係る財政負担の増大に加え、地方分権が進められる中で保健医療分野でも地方自治体の役割が高まっている。このような中で、地方自治体が健全に存続していくためにも、地方自治体における医療計画その他の地域計画を的確に策定することなどにより、地域の保健医療分野のあり方を全体的見地から適切な方向へ誘導していくことが求められる。このためには、地域社会のニーズや課題の適切な把握、より良い地域の将来像を見通し、それを具体的に調整し取りまとめる能力が求められる。

特に、地方自治体の保健医療分野において医師・保健師などの医療専門職が実務的に重要な位置を占める中で、各種計画の作成や地方自治体における全体的な方向性を形成していく過程などにおいて、保健医療分野だけでなく地域社会を取り巻く様々な諸

情勢を的確に踏まえつつ、これら医療専門職と円滑かつ適切なコミュニケーションを図りながら、より良い対策を講じていくなどの面において、本学の卒業生が大きな役割を果たしうるものと考えられる。

また、特に地方において高齢化の進展が著しい中で、医療費や介護費の抑制の観点からも、地域住民の健康増進その他保健医療の観点からの地域づくり、地域の活性化を図っていく地域の能力が重要になると考えられる。

例えば、NPO や健康関連サービス産業などにおいて、地域社会の課題やニーズを踏まえながら、公的機関との連携などを図りつつ、地域に即したサービスを提供する事業・プロジェクトを構築したりすることなどの面において、本学の卒業生が大きな役割を果たしうるものと考えられる。

次に、医療施設等についてみれば、病院の倒産や M&A、自治体病院・公的病院の民間委譲や統廃合などが多々見られるようになってきている。医療機関数が多い九州地域においては、今後、これらの動きが一層頻発することが考えられる。このような中で、地域社会のニーズに応えながら病院の存続を図っていくためには、そのニーズを的確に把握し、それを踏まえたサービスを効率的に提供するため、無駄を省き資源を効果的に利用することが必要である。そのためには自病院の的確な患者分析、経営分析などを行いうる能力、その上で将来計画を企画立案し、その方向に向けて職種間の調整を図りつつ計画を進めていく能力が必要である。また、健康関連サービスへのニーズの高まりなどにかんがみれば、病院の経営資源をこうしたサービス分野へ振り替えるなどの経営戦略の展開なども、今後は重要になると考えられる。

このように、病院職員として、あるいはコンサルタント等として、病院の経営を維持確保しつつ、地域に必要なサービスをより効率的・効果的に提供する体制を構築することにより、地域全体としてみれば、保健医療分野の持続性の向上に貢献するという面で、本学の卒業生が大きな役割を果たしうるものと考えられる。

以上のような例に限られるわけではないが、九州地域の特異性の中で、本学の卒業生が貢献できる場面は大きいものと考えられる。

## イ 大学、学部、学科の特色

### (1) 専門的見識を備えた職業人の養成

本学は、保健医療経営を担いうる人材を養成することを、その教育の目的としている。この養成しようとする人材は、素養としてはまず、施設経営や地域経営一般に関する能力を有し、その土台の上に、保健医療経営に関する専門的な教育を行い、当該分野において円滑に就業できる人材を養成することが、本学の志向するところである。つまり、一般の経営に関する素養を基礎とした「専門的見識を備えた職業人の養成」が本学の機能の特色の一つである。

この際、施設や地域の現状及び将来を的確に把握又は見通し、かつ、事務系職員として様々な専門技術者と対等に、さらにはリーダーシップを持って業務を進めていくためには、客観的・論理的な根拠に基づく行動や計画・企画の立案などが不可欠である。すなわち、科学的な思考・対応が重要であり、学部での教育においては、こうした素養を醸

成することを教育上の大きな方針とし、このため、次に掲げる事項を教育研究上の基本的な方針とする。

#### 分析 計画 実行 評価というマネジメントサイクルの重視

保健医療分野は、制度、社会経済情勢、疾病構造等の変化に応じて、絶えずより良いあり方を追求していくことが必要であるとの認識に立ち、分析 計画 実行 評価というマネジメントサイクルの視点を重視した教育を行う。

本来的に保健医療分野においては分析の持つ意義が高いが、特に保健医療経営においては、今後、客観的・論理的な根拠に基づく経営・運営が一層重視される必要がある。具体的には、個々の施設における経営分析、地域社会における社会調査分析など、適切な計画や実行に資するための「分析」を、「計画」「実行」「評価」と同等に重視した教育研究を行う。

#### 応用としての保健医療経営

保健医療分野のみの視野で教育研究を行うのではなく、広く経済社会一般の視野に立ち、その応用として保健医療経営を考察するという基本姿勢を取る。つまり、一般の経済学・経営学や地域政策学等を思考の基礎とし、その応用という視点から保健医療経営の教育研究を行う。

#### 制度的側面及び社会経済的側面の両面からの研究教育

保健医療分野は、極めて多くの制度・政策により構築されており、制度的側面と社会経済の実態的側面の双方が両輪として、ともに適切に構築され運用される必要がある。具体的には、制度的側面からみれば、制度の構築や変更による地域や経営への影響、国と地方の役割・責任の見直しに伴う地域システムのあり方などの論点、実態的側面からみれば、需要と供給の多様性や変化、サービスの質の確保と効率的経営の両立などの論点が挙げられるが、それらの関係を様々な視点からの確に捉えた上での最適なサービス提供のあり方などについて教育研究を深める。

### (2) 地域社会への貢献

上述のように、本学の設置については、地域社会からの強い要請があり、当該地域の「保健・医療・福祉と教育の連携を核とする」まちづくりに位置付けられた構想である。

今後の大学のあり方の一つとして、地域社会との連携、地域社会への貢献が強く求められている中で、こうしたまちづくりの中で大学設置を行うことは、地域社会及び大学の双方にとって、相乗効果をもたらすものである。

特に、少子高齢化傾向がより強く、保健医療分野の比重が高い地方圏において、地域の保健医療分野への貢献、地域の活性化に資するため、地方自治体その他の関係機関と連携しつつ、地域をフィールドとした保健医療分野の研究や実践活動の推進などに取り組んでいくとともに、公開講座の開催など地域住民等への生涯学習機会の提供にも貢献していく。

### (3) 国際社会への貢献

本学においては、保健医療分野の国際協力に関する教育研究に取り組み、発展途上国等



における保健・医療水準の改善に貢献していく。

すなわち、国際保健医療協力を本学の教育研究活動における重要な一分野と位置付ける。このため、教育課程において現地実習を含む関連科目を配置する。また、教員の研究活動において、現地における実際の国際協力活動の推進も一定の比重を置くこととし、あくまで教育に支障のない範囲で、できる限り教員が実際の国際協力活動に従事できるよう配慮する。

さらに、NGO等の国際協力実施団体との連携・協力や研究者の交流を推進する。

## ウ 大学、学部、学科等の名称及び学位の名称

### (1) 大学の名称

**本学は、保健医療経営に関する教育研究を主たる目的としており、これを端的に表すため、大学名は次のとおりとする。**

大学名：保健医療経営大学

(英語名：College of Healthcare Management)

### (2) 学部、学科の名称

本学に設置する学部・学科は、大学の名称と同様の考え方にに基づき、次のとおりとする。

学部名：保健医療経営学部

(英語名：faculty of healthcare management)

学科名：保健医療経営学科

(英語名：department of healthcare management)

### (3) 学位の名称

学部・学科の名称と同様の考え方にに基づき、学位の名称は次のとおりとする。

学位名：学士(保健医療経営学)

(英語名：Bachelor of science in healthcare management)

## エ 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程の編成の基本方針

大学教育による人材育成は、専門分野の知識及び技能のみでなく、豊かな人間性及び教養を身に付け、専門分野の枠を超えた幅広い視野を有した人材育成が求められている。本学の教育研究上の理念である「人」「社会」「地域」「世界」「未来」そして「自ら」を理解するということは、一面でこのことを現している。

このような考えに立ち、本学においては、既述のように、「豊かな人間性及び幅広い視野」並びに「的確な根拠に立脚した課題探求能力及び実践的な対応能力・調整能力」を備え、経営に携わる職業人一般として必要な知識及び技能並びに保健医療経営に携わるものとして必要な専門の知識及び技能を修得するため、適切かつ特色ある教育課程を編成する。

まず、いわゆる教養教育については、豊かな人間性及び幅広い視野を養うとともに、専

門教育を行う上での必要な情報処理等のリテラシーを醸成するための重要な教育であると位置付け、こうした観点から、科目配置及び履修単位数設定上の工夫を行う。

専門教育については、保健医療経営を担う人材として求められる知識・能力を醸成するための教育課程を、学部教育の特色に即して編成する。

すなわち、的確な根拠に立脚した課題探求能力及び実践的な対応能力・調整能力の醸成に資する教育方法・内容を様々な形で取り入れる。自ら課題・問題点を分析・整理し、それを実際の現場において諸般の状況に応じつつ、かつ関係者と適切に調整を図りつつ実践する能力を醸成するための教育を、特に演習や実習形式の科目を中心として行う。

その際、科学的な保健医療経営という学部の教育研究の特色に即し、その方法論たる「分析 計画 実行 評価というマネジメントサイクルの重視」「応用としての保健医療経営」及び「制度的側面及び実態的側面の両面からの研究教育」という視点を重視して教育課程の編成を行う。

#### 【施設経営コースにおけるカリキュラムについて】

育成する人材像（施設経営コース）

上述のように、本学の教育課程のうち「施設経営コース」において養成しようとする人材は、将来的に病院等の事務部門の経営管理者に成長するために適切・必要と考えられる素養を有する者である。

本学においては、こうした素養として、病院の運営において今後ますます重要な要素になると考えられる一般の企業経営に関する学識等とともに、病院において固有な運営実務の基礎に関する学識・能力が必要であると考えている。

こうした素養を持つことにより、病院という特殊な職場環境の中で、円滑かつ速やかにその運営に関する技能を修得しつつ、「経営」的な視野や課題解決能力を持って、病院が全体としてあるいは各部署において抱える様々な課題に対処し、また将来方向を考えていくことによって、将来の事務部門の経営管理者としての能力が形成されていくものと考えている。

この過程においては、総務・企画部門のみならず、事務職員が関わる様々な部署、例えば、経理・財務、人事、医療事務、資材・用度、地域連携などを経ることが想定されるところであり、それらの部署における業務経験が、事務部門の経営管理者として総合的な視点からの的確な判断を行うなどの能力形成に重要であると考えられる。

このような様々な部署の業務を円滑かつ速やかに適応していくためにも、病院の運営実務に関して基礎的な学識を有することが必要であるとの認識から、本学の教育課程においても、病院運営実務に関して、基礎的な内容の教育をある程度網羅的に行うこととしているものである。

従来の事務部門の経営管理者の養成・確保

従来、多くの病院等における事務部門のいわゆる幹部候補職員の採用は、法学部・経済学部・経営学部などの出身者が多く、医療・医学や医療経営についての基礎的な学識・能力を有さないことが多い状況にある。したがって、これらの学識等は基本的に「on the job training」により修得することとなり、このため、病院等においてはこの人材養成に多くの時間と労力を有するとともに、事務職員としてもその能力を一定程度修得するまでは、医療専門技術者との円滑なコミュニケーションの確保や、対

等な立場での業務遂行ができにくいという課題がみられた。このような背景も要因の一つとして、本学の設立を必要と考えた次第である。

#### 本学の教育課程

以上のように、本学は、卒業と同時に病院の経営管理者となりうるまでの人材養成を想定しているものではなく、また、いわゆる狭義の「医療事務」など限られた部門を担う人材を養成することを意図するものではない。

意見での指摘にあるように、病院運営実務者と病院経営管理者の養成を同一カリキュラムで同時に行うことは困難であると考えられる。

上述のように、本学の養成する人材像は、将来的に病院等の事務部門の経営管理者に成長するために適切・必要と考えられる素養を有する者であり、そのために必要な経営管理に関する素養と運営実務の基礎を修得しているものである。

このような人材を養成するため、施設経営コースにおける4年間を通じた教育内容の範囲がやや広がっていることは否めない。しかしながら、目指す人材像養成のために必要と考えられる科目をできる限りスリム化することにより、できる限り無理のない教育課程を構築することとしている。

すなわち、将来的に病院の事務部門における経営を担うという視点から、まず経営学に関する学識・能力のうちのコアとなるべき部分とともに、最低限必要な範囲での病院運営実務の基礎を修得するという考え方の下で、教育課程の骨格を編成し、必要に応じ、より発展的な、あるいはより幅を広げた科目を配置している。

したがって、モデルカリキュラムや履修指導において示す方針に即して履修すれば、上述のような人材養成に必要な学修は無理なくできると考えている。

#### 卒業生に対するフォローアップ

上述のように、病院における様々な運営上・経営上の課題に対処していく中で、病院における事務部門の経営管理者として成長していくものと考えている。病院において生じる課題は様々であり、本学の卒業生としては、関係スタッフと協力しつつ、本学において修得した学識・技能や課題探求能力を駆使して解決していくことが重要である。しかしながら、当面する課題が非常に特異であったり目新しいような場合、自院で志向する解決策の妥当性を検証したい場合などにおいては、外部からのアドバイスが非常に有益であるものも多いと考えられる。

本学においては、卒業生がこのような課題に直面した場合などにおいて、本学の教員が、場合によっては他の卒業生も交えた形で、課題の分析、解決策に関するディスカッションやアドバイスなどを行う恒常的な枠組みを構築することとする。

これにより、卒業生の経営管理者としての成長に寄与するとともに、本学にとっても様々なケーススタディを題材とした研究教育の発展に資するものとする。

#### (2) 科目構成

本学の授業科目は、「総合科目群」「専門基礎科目群」及び「専門科目群」に区分する。このうち、専門科目群は、さらに「施設経営系科目」「地域経営系科目」「応用系科目」に区分する。(表1)

表1 教育課程の体系 (科目の前の は必修科目であることを示す)

総合科目群			
<b>導入科目</b> <b>スキル開発</b> <b>スキル開発</b>	<b>自然と生命の理解</b> ・基礎数学 ・基礎生物学 ・環境と社会 ・宇宙の科学 ・運動と健康 ・栄養と健康 ・心と健康	<b>世界の理解</b> ・東アジア事情 ・国際関係論 ・東南アジアの歴史と文化 ・国際経済論 ・文化人類学	<b>リテラシー</b> [スポーツ実習] <b>健康スポーツ実習</b> <b>健康スポーツ実習</b>
<b>人間の理解</b> ・ボランティア入門 ・教育学 ・人権論 ・哲学 ・心理学 ・ジェンダー論 ・手話	<b>社会の理解</b> ・社会学 ・マスメディア論 ・行政学 ・情報と社会 ・日本近現代史	<b>外国語</b> <b>英語</b> (週2限) ・英語 ・英会話 ・時事英語 ・ビジネス英語 ・中国語 ・韓国語 ・スペイン語	[情報処理] <b>情報処理入門(週2限)</b> ・コンピュータ概論 ・プログラミング基礎A ・プログラミング基礎B ・情報科学 ・情報科学

専門基礎科目群			
<b>医学の基礎</b> <b>医療・医学の現代的課題</b> <b>人体の構造と機能</b> <b>医療倫理</b> <b>医学総論</b> ・医学各論 ・医学各論 ・医学各論 ・医学用語	<b>保健医療福祉制度</b> <b>社会保障制度概論</b> <b>医療保険制度</b> <b>社会福祉学</b> ・社会保障制度の国際比較 <b>介護保険制度</b> ・看護論 ・医療等関連法規	<b>保健医療経営学概論</b> <b>経済学</b> <b>法学入門</b> <b>簿記・会計入門</b> <b>経営学概論</b> <b>統計学入門</b>	<b>憲法</b> ・憲法 ・民法 ・家族法 ・簿記 ・租税論 ・金融論 ・経済工学

専門科目群(科目の前の は、コース必修科目であることを示す)			
施設経営系科目	経営理論	<b>経営政策</b> ・経営組織と人事管理 <b>マーケティング</b>	<b>医療経営戦略</b> ・病院組織・スタッフ論 ・医療のマーケティング ・患者サービスマネジメント
	会計・財務	<b>財務会計</b> <b>管理会計</b>	・税務会計 ・管理会計 ・医療の財務・会計 ・経営分析 ・コーポレートファイナンス
	運営管理	<b>医療管理論</b> ・流通論	・医療のリスクマネジメント ・医療施設の建築及び管理 ・医薬品・医療機器論 ・福祉施設の経営 ・環境経営
	医療情報・医療事務	<b>医事業務論</b> ・医療情報学	・診療情報管理論 ・疾病分類概論 ・分類法演習
	起業	・会社法 ・中小企業論	・民法 ・ベンチャービジネス論 ・労働法 ・国際経営論
地域経営系科目	行政・公共政策	<b>政策過程</b>	・行政法 ・公共経済学 ・財政学 ・行政救済法 ・政策評価
	社会調査	<b>社会調査概論</b>	・社会調査の方法 ・統計解析 ・多変量解析 ・社会調査実習
	地域づくり	<b>地域社会論</b>	・地域経済論 ・まちづくり実践論 ・地域社会への参画と協働
	福祉保健政策医療	<b>地域保健医療福祉行政論</b> <b>地域と保健・健康施策</b>	・地域と福祉施策 ・地域と医療施策 ・ヘルスケアビジネス論 ・地域ヘルスシステムの設計
国際保健医療協力系	・国際協力論	・国際保健医療協力論 ・NGOの運営と展開 ・プロジェクトマネジメント論	
応用系	演習	<b>基礎演習</b>	<b>専門演習</b>
	外部実習	<b>施設実習</b>	・海外フィールドワーク

## 総合科目群

総合科目群は、人間や自然・生命、社会、世界などに関する幅広い視野を醸成するとともに、外部との適切・円滑なコミュニケーションを図り、様々な主体との多様な方法による関わりの中で自己認識、自己啓発を図り、もって豊かな人間性の醸成に資する観点から、「導入科目」「人間の理解」「自然と生命の理解」「社会の理解」及び「世界の理解」に関する科目、並びに「外国語」、情報処理及びスポーツ実習に関する「リテラシー科目」を配置する。

総合科目群のうち、必修科目以外で16単位以上修得すること、このうち「人間の理解」からは4単位以上、「自然と生命の理解」「社会の理解」及び「世界の理解」からはそれぞれ2単位以上、必修科目を除く「外国語」からは2単位以上、それぞれ修得することを卒業要件とする。

### ）導入科目

大学教育においては、高校までと異なり、学生の主体的・能動的な姿勢が必要であるとともに、自己の考えや学修結果を的確かつ効果的に整理し表現するための技術が求められる。特に、本学において2年時以降、必修科目として置かれる「基礎演習」及び「専門演習」においては不可欠の素養である。このため、大学における学修の意義・方法や、文書作成の方法などを学ぶ「スキル開発」、コミュニケーションの技法、情報収集の方法、資料・報告の整理・作成、プレゼンテーションの方法などを学ぶための「スキル開発」を1年次に必修として置く。これらの科目は、学年全体での大教室での講義を交えつつ、基本的に少人数の演習形式で実施することとし、コミュニケーションに関する部分を除き、専任教員が分担して担当する。

### ）人間の理解

特に、豊かな人間性を涵養するものとして「人間の理解」は重要な役割を担うものである。このため、保健医療分野に携わるものとして不可欠な人間重視の考え方を基本に、人間関係や心の問題について社会との関わりを踏まえつつ理解を深めるため、「人権論」「哲学」「ジェンダー論」「心理学」「手話」などの科目を置く。また、いわゆる共助の意義を実践的に理解するため、「ボランティア入門」を置く。

### ）自然と生命の理解

本学における学修のために不可欠な基礎学識を修得するために「基礎数学」を置くほか、幅広い視野の醸成に資する観点から、生物学、環境問題、宇宙科学に関する科目を置く。なお、経営学分野の学修において必要な数学の学識が不足していると認められる学生には「基礎数学」の履修を指導するとともに、授業以外においても所要の指導を行うための体制を整備する。

また、生活習慣病の予防が重要な課題となっている中で、人間の健康を科学的に理解するため、「運動と健康」「栄養と健康」「心と健康」という健康科学に関する科目を置く。

### ）社会の理解

現代社会を幅広い視野から理解・考察する思考を修得する観点から、「社会学」「マ

スメディア論」「行政学」「日本近現代史」などの科目を置く。

) 世界の理解

国際的な視野を醸成するとともに、国際関係を幅広い視野から考察する思考を修得する観点から、「東アジア事情」「国際関係論」「文化人類学」などの科目を置く。

) 外国語

社会人の素養としての語学能力の重要性の高まり、保健医療分野の国際化などにかんがみ、外国人とのコミュニケーションの手段としての一定レベルの語学力を修得させるための教育は重要である。

本学における語学教育の対象とする言語は、国際的なコミュニケーションの最もスタンダードな手段である英語を重点科目としつつ、アジア諸国に近い福岡県の立地条件を踏まえ、特に我が国との関わりが強い国の言語として中国語及び韓国語、さらに本学における教育研究の特色の一つである国際協力の場において重要度が高いスペイン語とする。

重点科目である英語は、1年次の前期・後期それぞれに週2回の授業（計4単位）を必修科目として置くほか、2年時以降に選択科目としてさらに高度な語学力修得のための科目を置く。なお、後述のように、必修科目としての英語は、習熟度別のクラス編成（4クラス）により、効果的な授業を実践する。

中国語、韓国語及びスペイン語については、基礎的な会話能力の修得を目標とした科目及び中級の会話能力・読み書き能力の修得を目標とした科目を1年次から2年次にかけて配置する。

) リテラシー

a) 情報処理

一定の情報処理に関する能力は、現代の社会人として必要不可欠のスキルである。本学では、文書作成・表計算処理やプレゼン資料の作成、インターネットによる情報収集など社会人として必要とされるレベルの技能水準の修得を目標として、1年次の前期に週2回の必修科目を設置する。この場合、習熟度に応じ2段階のクラス編成とし、効果的な教育を行う。また、選択科目として、初級アドミニストレーター、基本情報処理技術者の資格取得に到達しうるレベル以上の学識・技能修得のための科目を配置する。

b) スポーツ

スポーツについては、1年次に必修として健康スポーツ実習・を置き、単に実技を行うだけではなく、健康増進に資するスポーツという意識を持って取り組めるよう、健康科学の初歩に関する講義を交えつつ実施する。

**専門基礎科目群**

専門基礎科目群は、保健医療経営に必要な基礎を修得し、専門科目の学修を円滑に行えるよう、「医学の基礎」「保健医療福祉制度」及び「経営の基礎」の3つの系を設定する。

## ）医学の基礎

保健医療分野は、人間の生命や身体を対象とすることから、そこには倫理問題をはじめ多様な問題が常に生じ、また、経営に携わる者であっても、人体や医学の専門的な事項に関し一定の知識を有しておくことが必要不可欠である。これらにかんがみ、「医療・医学の現代的課題」「人体の構造と機能」「医療倫理」及び「医学総論」を必修として置くとともに、より深く医学を学ぶための科目を選択科目として置く。

## ）保健医療福祉制度

保健医療経営を担う者は、広範囲かつ多様な保健・医療・福祉に関する制度的な仕組みを的確に理解しておくことが必要不可欠である。このため、「社会保障制度概論」「医療保険制度」「社会福祉学」及び「介護保険制度」を必修として置く。また、選択科目として、国によって大きく異なる社会保障制度のあり方を比較理解し、幅広い視野から我が国や地域の保健医療のあり方を考察し、科学的な思考力を醸成する観点から「社会保障制度の国際比較」を置く。さらに、保健医療分野において、従事者の数としても、その担う役割としても最も大きな比重を占める看護師（保健師・助産師を含む）に関する現状や課題を理解するための科目を置くとともに、保健・医療・福祉に係る制度の基礎である法令について主に医療分野の主たる法令を取上げて学ぶ科目を置く。

## ）経営の基礎

2年次以降に置く専門科目の円滑な理解・学修を図るために必要な経営学全般に関連する基礎的な重要科目を、必修として1年次に置くこととする。

まず、施設経営から地域経営まで広く保健医療経営学について概観するため「保健医療経営学概論」を、経営を学ぶための基礎的な思考力、技能を修得するため「経済学・経営学概論」「法学入門」「経営学概論」「統計学入門」を必修として置く。また、特に体系的な学修が必要であり、公的な分野でも今後重要性が増すと考えられる会計・財務について、その理解・学修の基礎となる簿記に関する理解・技能を修得するため、「簿記・会計入門」を必修として置く。

さらに、法学に関する科目として、リーガルマインドを醸成するとともに、我が国の法体系や法律の基礎を理解する上で最も重要な憲法及び民法に関する科目を置く。このうち、「憲法」は、地域経営コースのコース必修科目とする。

このほか、より一層経営に関する技能を深め、又は広い視野から保健医療経営を理解・考察するための選択科目を2年次以降に置く。

## 専門科目群

専門科目群は、各科目の分野ごとに円滑に学修を進めることができるよう体系的に配置する。

専門科目群のうち、施設経営系科目と地域経営系科目は、それぞれ後述の「施設経営コース」及び「地域経営コース」の各コースに主に対応した科目群である。2年次開始時に選択したコースに応じて、施設経営系科目又は地域経営系科目に属する科目を主として履修することとなる。また、専門科目群のうち、施設経営コースは11科目23単位、地域経営コースは10科目20単位（うち1科目（憲法）は専門基礎科目群に配してい

る。)のコース必修科目について、そのすべての単位を修得する必要がある。

### ）施設経営系科目

医療施設その他の施設における経営に関する知識や能力を修得するため、そのベースとなる一般の経営学等の分野と応用としての医療経営系分野を円滑かつ効果的に学べるように編成する。

編成に当たっては、経営方針・戦略等の企画・立案に関する「経営理論」、経営状況等の分析及び財務戦略に関する「会計・財務」、経営の実施面に関する「運営管理」のほか、医療経営固有の分野である医療情報・医療事務等に関する「医療情報・医療事務」、経営法務や新規起業などに関する「起業」という系で区分する。

このうち、特に「経営理論」及び「会計・財務」は、客観的・論理的な根拠に基づく思考・対応などを行う素養を身につけ、科学的な思考力・対応力を修得するために重要な科目分野であり、カリキュラム編成上も重視する。

#### a) 経営理論系

経営に関する現状分析や問題の把握を的確に行い、経営方針、運営方法の企画・立案を行う上での基礎的な学識として、経営戦略、経営組織、マーケティングを中心とする経営理論に関する科目を置く。

まず、「経営政策」とともに、医療施設における経営戦略について近時の具体的動向を踏まえ実践的に学ぶ「医療経営戦略」を置く。経営組織については「経営組織と人事管理」とともに、医療施設における組織、スタッフの特殊性にかんがみ「病院組織・スタッフ論」を置く。また、「マーケティング」とともに、医療福祉分野の市場、患者行動等の特性を踏まえた「医療のマーケティング」を置くほか、近時の患者ニーズの変化、情報公開という流れの中での患者サービスのあり方を考察する「患者サービスマネジメント」を置く。この分野では、特に一般の経営学との対比という側面を重視することにより、科学的に施設経営を思考することを追求する。

この系では、「経営政策」「医療経営戦略」「マーケティング」及び「病院組織・スタッフ論」をコースの必修とする。

#### b) 会計・財務系

会計・財務分野は、会計業務に関する実務能力とともに、的確な経営分析を行いうる能力を修得する観点から特に重視する。具体的には、専門基礎科目群により培われた知識・能力の基礎の上に、いわゆる財務会計（「財務会計」「税務会計」）及び管理会計（「管理会計」「経営分析」）に関する科目のほか、投資戦略を考察する「コーポレートファイナンス」などの科目を体系的に編成し、財務書類を読解・作成する能力、経営状況を分析する能力、さらに投資を含む財務戦略を立案する能力まで修得できるよう科目を構成する。この分野では、施設経営において重要な経営分析を的確に行うための素養を醸成し、マネジメントサイクルに即した思考力を醸成することを追及する。

この系では、「財務会計」「管理会計」「管理会計」及び「経営分析」をコースの必修とする。



#### c) 運営管理系

企業や医療施設等における具体的な運営管理に関する科目を配置する。

まず、病院の運営管理全般を学ぶ「医療管理論」をコースの必修として置く。

また、医療事故や医療施設における安全管理対策が社会的にも大きな問題となっている中で、医療施設における安全管理やリスクマネジメントを、一般企業のそれと対比しつつ考察する「医療とリスクマネジメント」を置く。

さらに、経営において「ヒト、カネ」と並ぶ重要な要素である「モノ」について、施設外部・内部におけるその流れを理解し、医療施設等の経営において大きな比重を占める医薬品、医療機器等に関する実態や課題などについて学ぶため、一般論としての「流通論」とともに「医薬品・医療福祉機器論」を置く。

このほか、医療施設の建築や管理に関する科目や、福祉施設の経営を総括的に学ぶ科目などを置く。

#### d) 医療情報・医療事務系

医療施設の経営において、特に一般の企業と異なる特殊な部門として、診療情報管理を含む医療情報部門と医療事務部門が挙げられる。これらの基礎的な枠組みや技能の理解が、医療施設における的確な経営判断、運営のために必要である。

このため、それぞれの部門の概略を学ぶための科目（「医療情報学」「医事業務論」）を置くとともに、医療情報のIT化の進展や診療報酬におけるDPC（いわゆる包括支払い制）の導入・拡大等の動きの中で、今後特に重要性が増すと見込まれる診療情報管理に関する詳細な理解及び技能を修得するための科目を置く。

この系では、「医事業務論」をコースの必修とする。

#### e) 起業系

経営において様々な判断の基礎として常に念頭に置く必要があるとともに、会社等の設立等や法的紛争などの場面で特に重要な要素である法務に関し、「会社法」「民法」などを置く。

また、企業等の中で新規事業を開発し、あるいは新たなビジネスを立ち上げるための方法論を実践的に学ぶため「ベンチャービジネス論」を置くほか、「中小企業論」などを置く。

#### ）地域経営系科目

保健医療分野の地域経営に関する知識及び能力を修得するため、まず、いわゆる政策がどのようなシステムの下で、どのような要素を踏まえて、どのような過程により決定され、どのように運用されるのかということを理解し、地域においてこれらを実践する基礎的な技能を修得するため、地域政策系科目を配置する。

また、保健医療分野において、これらが具体的にどのような特色を持って行われているかを理解し、保健医療分野に関する地域政策の企画立案や地域づくりを行う基礎的な素養を修得する保健医療福祉政策系の科目を配置する。

さらに、保健医療経営分野の国際協力への従事を将来的に志向する学生のため、その基礎的な学識・技能を理解するための国際保健医療協力系の科目を配置する。

#### a) 地域政策系

地域政策に関する基礎的な分野としての「行政・公共政策」に関する科目、地域政策を企画立案する上での重要なツールである「社会調査」に関する科目、地域政策のメカニズムを理解し、具体的な地域政策の企画立案及び運用等のあり方を修得するための「地域づくり」に関する科目を配置する。

行政・公共政策に関する科目では、公共政策の概念及びその決定過程・評価のあり方等を理解するため、「政策過程」「公共政策」「公共経済学」「政策評価」「財政学」を置く。また、地域政策の重要な主体である地方自治体の機能・組織・財政等を理解するための「地方自治体論」、公的分野でも重要性が増すと考えられる会計手法について理解するための「公会計論」を置くほか、行政法に関する科目を置く。

社会調査に関する科目では、地域の実態・問題点やニーズを的確に把握・調査し、分析する能力を修得するため、社会調査を概観的に学ぶ「社会調査概論」や、「社会調査の方法」等の科目とともに、これらにより修得した社会調査に関する知識・技能を自ら実践する「社会調査実習」といった科目を体系的に配置する。この分野は、社会の実態を客観的な統計的手法により把握・分析する学識・技能を修得することにより、客観的・論理的な根拠に基づく政策の策定、科学的な思考力の修得に資するものである。

地域づくりに関する科目では、地域社会やコミュニティの概念・課題等を理解し、具体的な地域づくりの方法論を様々な視点から捉え実践的に修得するため、「地域社会論」「地域経済論」「地域社会への参画と協働」を置くほか、地域をフィールドとして地域づくりを実践的に学ぶ「まちづくり実践論」を置く。

この系では、「政策過程」「公共政策」「地方自治体論」「社会調査概論」「社会調査の方法」及び「地域社会論」をコースの必修とする。

#### b) 保健医療福祉政策系

地域政策系科目での学修をベースとしつつ、地方自治体その他の公的機関において、地域の保健医療に関する政策、各種構想・計画等がどのように企画立案、運用されているか、その意義、実際、方法、課題等の諸側面から理解し、特に地域計画の立案については実践的な方法論を修得するため、「地域保健医療福祉行政論」「地域と保健・健康施策」「地域と医療施策」「地域と福祉施策」を置くとともに、地域社会の実態に応じて、地域に必要とされる保健医療のシステムを学生自ら実践的に企画立案する能力を修得することを目指す「地域ヘルスシステムの設計」を置く。

また、地域社会における保健医療関係サービスの実態・課題等について、地域的な特徴、サービスの提供主体、それぞれの経営・運営の状況など多様な観点から理解するため、「ヘルスケアビジネス論」を置く。

この系では、「地域保健医療福祉行政論」「地域と保健・健康施策」及び「地域と医療施策」をコースの必修とする。

#### c) 国際保健医療協力系科目

国際協力活動については、実際の現場における活動実態と一般の人の有するイメージの乖離や、活動に関する的確・詳細な情報の不足等の問題があるとともに、保健医療経営分野の国際協力に即戦力として主体的に従事する専門的な能力は、大学4年間

の教育で修得することは困難であり、実社会における経験を含め相当の経験・学識が必要である。

本学では、将来的にこうした国際協力活動に従事することを志向する学生が、基本的な情報・知識を修得するとともに、今後どのような経験・能力を備えていけば良いかを理解するため、「国際協力論」「国際保健医療協力論」「NGOの運営と展開」を置く。また、応用系科目である「海外フィールドワーク」に先立ち具体的な実習計画の企画立案を実践的に行うことを目指す「プロジェクトマネジメント論」を置く。

## ）応用系科目

応用系科目は、本学の養成する人材像において重要な要素の一つである「的確な根拠に立脚した課題探求能力及び実践的な対応能力・調整能力」を醸成するために非常に重要な役割を担う科目である。

特に、演習科目は、本学における教育の成果を発現させる重要な科目であり、必修とする。

外部実習科目は、本学における教育の実践的な理解を目的とするものである。

なお、外部実習の実施方法等についての詳細は後述する。

### a) 演習科目（必修科目）

2年次前期に「基礎演習」、2年次後期に「専門演習」、3年次に「専門演習」（通年科目）及び4年次に「専門演習」（通年科目）を、それぞれ置く。

基礎演習は、総合科目群で1年次に置かれる「スキル開発」で修得した技能を基礎として、情報の収集・取りまとめ・報告などの技能の一層の向上を図ることを目的として、担当教員の設定するテーマに即して研究・発表を行う。

専門演習～は、本学における学修の成果を発現する科目であり、保健医療経営分野に関連するテーマ設定により研究・発表を行う。

専門演習においては、担当教員の指導の下、保健医療経営分野に関連するテーマを設定し、卒業論文としてまとめるものとする。

### b) 施設実習

本学における教育の骨格は「経営」であり、その学修に当たっては、実際の現場における対応を意識することが重要である。特に、施設経営の分野においては、一般の企業経営に関する学修を基礎として医療施設等の特殊な部分を学ぶ教育課程となっており、こうした医療施設等の特殊な部分は、大学内の講義等だけでは十分に実感することは難しい面がある。

本科目は、医療施設において実際の業務の現場を視察及び従事することにより、講義等において学んだことの実践的理解の一助とするとともに、あらかじめ実習病院や地域の状況について調査研究を行った上で実習における学修の問題意識を持って実習現場における課題への対応の場に参加することなどにより、課題解決能力の向上に資する。もって、社会人としての業務への関わり方を学ぶとともに、進路選択を考えるための重要な機会とするものである。本科目は、施設経営コースのコース必修科目とし、地域経営コースについては選択科目とする。

実施時期は、原則として3年次の夏季休暇中だが、対象施設との調整などにより、3年次の他の長期休暇中に行う場合もある。施設における実習期間は2週間半とする。

実習前においては、12回及び1日間にわたり主に演習形式により、実習における具体的な事項に関する指導を行うとともに、学生自ら実習病院・地域に関する調査研究を行い実習計画を作成する。実習後においては、8回にわたり、学生が実習報告を作成・報告及びこれを題材とした討論・研究を行う。

対象施設は、原則として医療施設において実施するものとする。

#### c) 海外フィールドワーク

発展途上国の中で、実際に日本の公的機関やNGO等により行われている国際保健医療協力の現場において、実際の活動に補助的に従事させてもらうことにより、国際保健医療協力の現場の実態や課題を学修するとともに、国際保健医療協力に従事するために必要な学識や素養とは何かを実践的に理解する。

実施時期は、4年次の夏期休暇中とし、期間は2週間程度とする。

### オ 教員組織の編成の考え方及び特色

#### (1) 教員組織の編成

保健医療経営学部の教員組織は、全体構成としては、総合科目群、すなわち教養教育を主に担当する教員6名、専門教育を主に担当する教員23名の合計29名で構成される。

職位の内訳は、教授15名、准教授4名、講師9名、助教1名である。専任教員のうち博士号取得者は7名であり、うち6名が教授、1名が准教授である。

専任教員の配置については、まず総合科目群では、学部の教育課程全体での位置付けや4年間を通した体系的な教育という観点から教育のあり方を考える必要がある科目、具体的には外国語のうちの最重要科目である英語や、情報処理・情報科学の科目を専任教員が担当することとするほか、開講授業数が多いとともに保健・健康増進の観点から重要なスポーツ実習等を専任教員が担当する。

専門教育に関する科目については、保健医療分野の基礎である医学系科目や、施設経営系科目・地域経営系科目のそれぞれ基礎的科目・重要科目を原則として専任教員が担当することとしている。

全体の編成を主たる分野で整理すれば、表2のとおりである。

表2 専任教員の分野ごとの配置概略

区分	主たる分野	教授	准教授	講師	助教		
総合科目群	外国語(英語)	1			1		
	情報科学	1		1			
	スポーツ実習・健康科学			2			
専門基礎科目群	医学の基礎	2					
	保健医療福祉制度	1	1				
	経営の基礎	1	1	1			
専門科目群	施設経営系	経営理論、運営管理	1	1	1		
		会計・財務	2		2		
		医療情報・医療事務			1		
		起業	1				
	地域経営系	地域政策系	行政・公共政策	1		1	
			地域づくり・社会調査	1	1		
			保健医療福祉政策系	2			
		国際保健医療協力系	1				
		合計	15	4	9	1	

注: 本表は、あくまでも主たる担当科目の分野で整理したものである。

## (2) 総合科目群の教員組織

総合科目群を主に担当する専任教員6名の内訳は、英語を担当する教員2名、情報処理・情報科学を担当する教員2名、スポーツ実習・健康科学を担当する教員2名である。

英語については、中世英語及び時事英語に豊富な研究業績を有し、英語教育の経験が豊富な専任の教授と、英検(実用英語技能検定)の面接委員も務め実践的な英語教育の経験が豊富な専任の助教が、英語科目を分担して担当する。英語以外の外国語科目は、教育経験の豊富な非常勤講師が担当する。

情報処理・情報科学については、企業における実務経験、官公庁の委託事業等の実績が豊富で、教育経験も多い専任の准教授と、情報処理に関する実務経験が豊かな専任の講師が分担して担当する。なお、この准教授は、研究実績が豊富な専門基礎科目群の「経済工学」も担当する。

スポーツ実習については、スポーツのメンタルヘルスを中心に研究実績のある講師が担当する。また、臨床検査技師の資格を有し実務経験が豊富で、健康科学に関する研究実績が多い講師が「心と健康」のほか、他の教員とともに「統計学入門」を担当する。

## (3) 専門教育の教員組織

### ) 専門基礎科目群

専門科目を学ぶ上で重要な基礎となる医学系科目については、博士号を有する3名の教授が担当する。うち1名は保健医療福祉政策系科目を主に担当する教員である。まず、病理及び臨床検査を専門分野とし、研究実績及び実務経験が豊富であるとともに、教育実績もある教授が、「人体の構造と機能」「医学各論」及び「医学用語」を担当する。また、内科学を専門としつつ、米国にてMBAも取得し、教育・研究の実績も豊富な教授

が、「医学各論」を担当する。さらに、疫学・公衆衛生学を専門分野とし、研究実績及び教育実績も豊富な教授で「地域と保健・福祉施策」「統計学入門」を担当する者が、「臨床医学総論」を担当する。また、「医療・医学の現代的課題」は、これら3名の教授がオムニバス形式により分担して担当する。なお、必修科目である「医療倫理」は、当該分野において十分な業績を有する専門の非常勤講師が担当する。

同様に専門科目を学ぶ上で重要な基礎となる保健医療福祉制度については、官公庁等における保健医療行政や国際保健医療協力の実務経験が豊富であるとともに、教育経験もある博士号を有する教授が「社会保障制度概論」を担当するとともに、その経歴を踏まえ「国際協力論」も担当する。また、社会福祉士・介護支援専門員としての実務経験が豊富で、福祉分野の教育経験も多い専任の准教授が「介護保険制度」を担当する。なお、必修科目である「医療保険制度」は、公的機関において医療保険に係る極めて豊富な実務経験を有する非常勤講師が担当し、「社会福祉学」は、教育施設において社会福祉分野の多くの教育研究の実績を有し、公的な分野での活動実績も豊富な非常勤講師が、施設経営系科目の「地域と福祉施策」と併せて担当する。

また、法学では、まず、最も基本かつ重要な科目である憲法（憲法・）については、憲法や地方自治分野において極めて豊富な研究・教育の実績を有し、博士号を有する教授が担当する。この教員は、「地方自治体論」についても他の教員と分担して担当する。また、民法を専門とし、十分な研究・教育の実績を有する准教授が、「民法・」「家族法」を担当するとともに、施設経営系科目の「民事法」を担当する。「法学入門」は、これら2名の教員が分担して担当する。

さらに、経済学を専門とし教育実績もある講師が、「経済学・」「基礎数学」を担当するほか、他の教員とともに「情報処理入門」を担当する。

#### ）施設経営系科目

施設経営系の科目を主に担当する専任の教員は9名である。

このうち、特に学究的・科学的な教育が重視されるべき経営理論や会計・財務に関する科目の基礎的科目・重要科目については、教授を中心とする専任の教員が担当することとする。

経営理論・運営管理分野では、まず、経営政策や経営財務を専門とし、研究実績や教育実績が豊富であるとともに学会役員としての活動実績も豊富な専任の教授が、「経営政策」及び「コーポレートファイナンス」を担当する。また、流通やマーケティング、情報処理分野において十分な研究・教育実績を有する専任の准教授が、「マーケティング」及び「流通論」を担当するとともに、地域経営系科目の「統計解析」「多変量解析」を担当する。さらに、医療経営分野で研究教育の十分な実績を有する講師が、「医療経営戦略」「医療管理論」「医療のリスクマネジメント」を担当する。また、「病院組織・スタッフ論」は、後述の保健医療福祉政策系の科目を主に担当する教授が担当する。なお、「経営組織と人事管理」は、当該分野において十分な教育研究の実績を有する非常勤講師が担当する。

会計・財務分野は、施設経営系科目の柱をなす分野であるとともに、体系的な教育が必要であることから、2名の教授を含む4名の専任教員を配置する。まず、会計学の大家であり極めて豊富な教育・研究実績を有し、学会役員の経験も多い博士号を有する教授が、「管理会計」「経営分析」を担当するとともに、地域経営系科目の「公会計論」を担当

する。また、ドイツ会計研究の第一人者であり教育研究の実績が極めて豊富な教授が、「簿記・会計入門」(他の教員と分担)「財務会計」「管理会計」「税務会計」を担当する。さらに、環境経営論を主な専門とし研究・教育の実績も多い専任の講師と、租税論を主な専門とし研究実績が多く教育経験もあり税理士資格を有する講師が、「簿記・会計入門」を前述の教授とともに分担するとともに、前者は「簿記」「環境経営」等を、後者は「租税論」「地方自治体論(他の教員と分担)」及び「財政学」を担当する。

医療情報・医療事務分野では、実務に基づき、かつ体系的な教育が必要な診療情報管理関係の科目(「診療情報管理論」「疾病分類概論」「分類法演習」)については、診療情報管理士の資格を有し、国立の医療施設において診療情報管理の豊富な実務経験を有する講師が担当する。なお、コースの必修科目である「医事業務論」は、大病院において医療事務に関する実務経験が豊富で教育経験も有する非常勤講師が担当する。

起業分野では、地域ビジネスや企業論等に豊富な研究・教育の実績を有する教授が、「中小企業論」「ベンチャービジネス論」及び「国際経営論」を担当する。

#### 地域経営系科目

地域経営系の科目を主に担当する専任の教員は7名(うち1名は、上述)である。

これらの科目について、行政・公共政策分野、地域づくり及び社会調査分野、保健医療福祉政策分野のそれぞれについて、少なくとも1名の教授を置き、特に核となる科目は教授が担当することを基本として構成する。

行政・公共政策分野では、九州を代表するシンクタンクで長年にわたり豊富な研究実績を残し、現在、高等教育において教育の任に当たっている教授が、「公共政策」「公共経済学」を担当するほか、その業績等を踏まえ「地域経済論」、さらに他の教員とともに「社会調査実習」を担当する。また、行政学分野で優れた業績を有し、日本学術振興会の特別研究員(DC2)であった講師が、「政策過程」「政策評価」等を担当する。

地域づくり、社会調査分野については、まず、九州を代表するシンクタンクにおいて長年にわたり豊富な研究実績を有する准教授が、「地域社会論」「地域社会への参画と協働」「まちづくり実践論」等を担当する。また、社会学・社会調査分野で豊富な教育研究の実績を有する教授が、「社会調査概論」「社会調査の方法」等を担当するほか、他の教員とともに「社会調査実習」を担当する。

保健医療福祉政策分野では、「地域と保健・健康施策」及び「地域と福祉施策」をそれぞれ上述の教員が担当するほか、医療政策学・人口学や健康支援学を専門とし、保健医療分野の行政機関や調査研究機関における経験が豊かで、研究・教育の経験も豊富な教授が、「地域保健医療福祉行政論」「地域と医療施策」「地域ヘルスシステムの設計」を担当するとともに、上述のように施設経営系科目である「病院組織・スタッフ論」を担当する。

国際協力分野については、国際協力の専門家としての経験が極めて豊富で、教育経験もある教授が、「国際保健医療協力論」「NGOの運営と展開」「プロジェクトマネジメント論」を担当するほか、実習科目である「海外フィールドワーク」を担当する。

#### (4) 教員組織の年齢構成の考え方

教員組織の職位別の年齢構成は、様式第3号のとおりであり、50歳代を中心にバランス良く配置している。

このうち、教授職については50歳代・60歳代を中心に、准教授については40歳代を中心に、講師については30歳代を中心に構成している。

なお、教員の定年は、学校法人（ありあけ国際学園）の就業規則において70歳と定めることとしている。また、定年に相当する年齢を超えた者であっても、本学の教育研究を進める上で極めて有意な優れた人材を教員として確保することは、本学としても、また社会としても、意義のあることと考え、これを可能とするよう「特任教授に関する規程」（参考資料7）を制定することとしている。

専任教員のうち、完成年度までに定年を超える者は1名を予定しているが、この規程に基づき採用することとしている。

## カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### （1）教育方法

#### 授業の方法

教育方法は原則として、講義、演習及び実習とする。

なお、各授業科目の必要に応じ、当該授業の中で、グループワーク、セミナー、見学などを取り入れることとし、講義形式による科目においても、できる限り演習・実習的要素を盛り込んだ方法により授業を実施することに努める。

#### 授業の学生数等

講義による科目は、各授業の性格を踏まえ、1学年全員（150名）を対象とする講義か、その半分程度（80名）又は4分の1程度（40名）での授業とする。特に、演習・実習的な要素を含む授業においては、できる限り少人数での授業となるよう、必要に応じクラス分けなどにより対応する。

基礎演習及び専門演習は、原則として最大でも20人程度の規模とする。

また、英語及び情報処理の必修科目は、1学年を習熟度別の4クラスに分け、それぞれ40名程度の規模での授業を行う。なお、クラス編成は、英語は入学時に実施するテストの結果により、情報処理は原則として自己申告により、それぞれ行う。

#### 配当年次

授業科目の配当年次に関する考え方は、次のとおりである。

まず、総合科目群のうち「人間の理解」「自然と生命の理解」「社会の理解」及び「世界の理解」に関する科目は、学生が各人の学問的志向などに応じて履修できるよう、原則として1年次及び2年次において履修できるように配置する。

リテラシー科目のうち、語学については、年次に応じて段階的に学んでいけるよう配置する。情報処理は、大学教育においても重要なツールであることから、1年次の前期に集中的に修得できるよう週2回の講義を行うとともに、より高度な科目を1年次後期以降に配置する。

専門基礎科目群のうち必修科目は1年次を中心に配置する。

専門科目群は、2年次以降において、教育課程の編成の部分で述べたような科目構成に応じ、体系的・段階的に学べるように配置する。

なお、授業科目の配置構成に関しては、1年を2期に分ける Semester 制を採用する



(一部の科目は通年講義又は集中講義とする)。

#### 履修科目の登録上限及びGPA制度

学生が適正な分量の学修を行いうるよう、セメスターごとの登録可能単位数の上限を24単位とする(長期休暇期間中に集中講義として配置される科目の単位数は除く)。この場合、通年の授業科目は、その単位数を各セメスターで按分して計算するものとする。

また、授業科目ごとの成績評価に加え、単位当たり評定値(Grade Point Average。以下「GPA」という。)に基づく評価の方法により総合成績評価を行い、進級(2年次から3年次)及び卒業の際の判定に活用する。なお、GPAが良くない学生に対しては、アドバイザー、学生支援センター等において履修、学修等に関する指導・支援を行う。

#### 他大学等における授業科目の履修

他の大学等において履修した科目の単位認定等については、学生の主体的な学修意欲の尊重、広い視野の醸成等の観点から、教育上有益と認められる場合は、これを認めることとする。

具体的には、教授会の議を経た上で、次表に掲げるところにより取り扱うことができるものとする。この場合、これらにより修得したものとみなし、又は与えることができる単位の合計数は、本学において修得した単位以外のものについて、全部で40単位を超えないものとする(編入学及び転入学は除く)。

協定に基づく他の大学又は短期大学における授業科目の履修	本学と他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生が行う当該他の大学等における授業科目の履修(協定に基づき外国の大学等に留学する場合を含む。)	本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる
大学以外の教育施設等における学修	学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条の規定により文部科学大臣が別に定める学修	本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる
入学前の既修得単位等(編入学、転入学の場合を除く。)	本学入学前に、学生が大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として本学で修得した単位を含む。)	本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる
	本学入学前に学生が行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他設置基準第29条の規定により文部科学大臣が別に定める学修	本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる

#### (2) 履修指導方法

本学の教育分野である「保健医療経営」という分野は、一般的にはまだ十分に理解が広

まっているとは言えず、本学が養成する人材が実際に従事する現場において必要な見識等の範囲は、学生にとっては分かりにくい面があると考えられる。

このため、学生が科目選択において必要以上に迷うことのないよう、施設経営と地域経営の2コースを設定するとともに、履修指導としても適時的確に、かつ懇切丁寧に行っていく。

#### コースの設定

本学の教育体系の大きな柱である施設経営と地域経営の2分野に応じたコースを設定する。(コース選択の方法等に関しては、の項を参照)

選択したコースについては、各コースに対応する科目群(施設経営コース=施設経営系科目、地域経営コース=地域経営系科目)の中から次に掲げるコース必修科目を含め42単位以上を習得する必要がある。他コースに対応する科目群から科目を選択することは妨げない。また、施設経営コースは「施設実習」がコース必修であり、これらを合わせ、各コースともに専門科目群から44単位以上を習得する必要がある。さらに、地域経営コースは、基礎専門科目群の「憲法」がコース必修科目である。

なお、各コースについて、履修モデルを作成する。(後述)

#### 【コース必修科目】

施設経営コース	地域経営コース
(施設経営系科目)	(地域経営系科目)
経営政策	政策過程
医療経営戦略	公共政策
マーケティング	社会調査概論
財務会計	社会調査の方法
管理会計	地域社会論
医療管理論	地方自治体論
病院組織・スタッフ論	地域保健医療行政論
管理会計	地域と保健・健康施策
経営分析	地域と医療施策
医事業務論	

#### 履修ガイダンスの実施

それぞれの年次の最初に当該年次に応じた方法・内容のガイダンスを行い、以下の指導等と併せ、学生が十分な理解の下に科目選択・登録を行うようにする。特に、1・2年次においては、次のようなガイダンスを行う。

##### - 1年次

3日程度のガイダンス期間を設け、当該期間中に、大学での学修、生活、各種手続等について詳細に説明するとともに、4年間にわたる教育課程の概略、1年次の開講科目の説明等を行い、学生が各科目群やカリキュラムの構造及び内容について十分に熟知、検討した上で履修選択しうよう指導する。ガイダンス期間の後から授業を開始し、2週間程度の履修登録期間を設定する。

なお、ガイダンス期間の最初に、英語の習熟度別のクラス分けのためのテストを実施する。

#### - 2年次

1年次終了時において、2年次のコース選択に関するガイダンスを実施する。教育課程の内容等のみならず、将来の進路選択との関連についても説明を行う。2年次開始までにコースを決定するよう指導するとともに、学生の質疑や相談に対しては、アドバイザーや学生支援センター等において十分に対応する。

2年次開始時に、コース選択希望を提出させるとともに、自己の適性や関心、将来の進路希望などに応じた的確に専門科目等を履修選択できるよう、基礎演習の内容紹介を含め、半日程度の履修ガイダンスを行う。

なお、2年次の後期開始時においては、専門演習の履修に関するガイダンスを実施する。

#### 専任教員によるアドバイザー制

専任教員がアドバイザーとして系統的に全学生を分担する体制を構築し、学生の教育・生活全般についての指導・支援を行う。履修についても、アドバイザーは、学生支援センターと連携しつつ、担当学生の履修に関する相談に対し、指導・支援を行う。学生からの相談については、その担当事項について、アドバイザーと学生支援センターの間でおおむねの役割分担はするものの（手続き的な事項等については学生支援センター、履修や学修の内容に関する事項等についてはアドバイザー）、学生としては、いずれへも相談できることとする。アドバイザーと学生支援センターは、必要に応じた情報の共有化などにより、連携を図る。

アドバイザーは、1年次は、原則として「スキル開発」の担当教員及び他の1名が当該授業のクラスの学生を担当する。このアドバイザーは、原則として2年次前期終了時まで継続する。

2年時後期以降は、専門演習の担当教員が担当する。

#### オフィスアワーの設定

すべての専任教員が、最低毎週2時間程度の時間を学生からの相談、質問等を研究室等において受け付けるための時間として設定することとする。

兼任教員についても可能な場合はオフィスアワーを設定するものとするが、困難な場合には、学生支援センターが窓口となり、メール、文書等により相談、質問等に対応しうる体制を整える。

#### 学生支援センターによる指導・支援（参考資料3）

アドバイザー制と併せ、履修指導を含め、学生の教育・生活その他全般にわたり日常かつ体系的に相談しうるよう、学生支援センターを設ける。

具体的には、学務課を担当課とする学生支援センターを置き、窓口及び相談室を設置する。また、面談による相談のほか、文書・メール等による相談ができる仕組みを整備する。

なお、学生等のメンタル面でのケアのため、健康管理室において毎週定期的に専門カ

ウンセラーが相談を受ける体制を整える。

#### シラバスの作成

年度ごとにすべての科目についてシラバスを作成し、学生に配布する。シラバスには、科目ごとに目的、目標、学習内容、成績評価方法、テキスト及び参考図書を記載する。

#### 学生便覧による成績評価基準の明示

学生の学修の参考とするため、学生便覧に成績評価基準を明示する。

### (3) 履修モデル

施設経営コース及び地域経営コースに対応した2つの履修モデルを提示する。具体的モデルは別紙1のとおりである。

#### 施設経営モデル

保健医療の施設経営に関することを中心として学ぶことにより、特に、医療施設、福祉施設や、保健医療関連産業などへ進むことを望む学生のためのモデルである。

#### 地域経営モデル

保健医療の地域経営に関することを中心として学ぶことにより、特に、官公庁その他の公的機関、NPO・NGOなどへ進むことを望む学生のためのモデルである。

なお、地域経営モデルの副次モデルとして、国際協力に関心が高く、将来的に国際協力の現場に従事することを志向する学生のため、「地域経営モデル(国際協力)」も設定する。

### (4) 卒業要件

卒業に必要な単位数は、124単位とする。

科目区分ごとの必要取得単位数は、表3のとおりである。

表3 卒業要件(単位取得要件)

分野	必修科目		選択科目				小計	
	科目数	単位数	科目数	区分内選択単位数		全体選択単位数		
				最低単位数	総単位数			
<b>総合科目群</b>	<b>7</b>	<b>10</b>	<b>49</b>		<b>16</b>		<b>26</b>	
導入科目	2	2	0	-	} 16	}		
人間の理解	0	0	7	4				
自然と生命の理解	0	0	7	2				
社会の理解	0	0	5	2				
世界の理解	0	0	5	2				
外国語	2	4	20	2				
リテラシー	3	4	5	-				
<b>専門基礎科目群</b>	<b>16</b>	<b>32</b>	<b>17</b>		<b>0</b>		<b>32</b>	
医学の基礎	4	8	4		}	}		
保健医療福祉制度	4	8	3					
経営の基礎	8	16	10	(2)				
<b>専門科目群</b>	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>64</b>	コース必修単位数	コース最低単位数	<b>44</b>	<b>52</b>	
施設経営系科目	0	0	34	20	42	} 44		
地域経営系科目	0	0	28	18	42			
応用系科目	4	8	2	(4)	-			
<b>全体選択</b>						<b>14</b>	<b>14</b>	
小計	27	50	130			60	14	124

卒業に必要な総単位数	<b>124</b>
------------	------------

- 注 1. 必修科目50単位、選択科目74単位以上を修得すること。  
 2. 選択科目の履修については、次のとおりであること。  
 総合科目群から16単位以上修得すること。  
 この場合、総合科目群のうち、「人間の理解」から4単位以上、「自然と生命の理解」、「社会の理解」及び「世界の理解」から各2単位以上、必修科目を除く「外国語」から2単位以上、それぞれ修得すること。  
 コース必修科目として、次により各コースごとに単位を修得するとともに、専門科目群で44単位以上修得すること。  
 ・専門科目群のうち、施設経営・地域経営のコースごとに各コース系の科目の中からコース必修科目の単位(施設経営20単位、地域経営18単位)を含む42単位以上を修得すること。  
 ・地域経営コースは、専門基礎科目群の「憲法」の単位を修得すること  
 ・施設経営コースは、応用系科目の「施設実習」の単位を修得すること

## キ 施設、設備等の整備計画

本学のキャンパスは、みやま市から無償貸与を受ける約10万㎡の土地に、適切な教育・研究環境の確保を最優先の配慮事項としつつ、地域のシンボルとしての環境、周辺環境との調和、地域住民への開放などの諸点を勘案して整備を行う。

### (1) 校地、運動場の整備計画

水田地帯の中にある100,413㎡の長方形の敷地をキャンパスとする。

植栽を施した半円状の通路及びその外側に配した調整池部分をキャンパス全体の骨格とし、それをベースに、大学のキャンパスにふさわしい校舎、広場等を配置する。

キャンパスの中心には、大学のシンボルとしての広場を置き、当該広場を中心として、大きく3つの区域に分ける。

南側（校舎等の区域）

西側（スポーツ施設の区域）

北側（球技等に利用できる自由区域）

教育にふさわしい環境の考え方として、授業や研究に集中できる環境を整備しつつ、リラックスできる空間を適切に確保し、また、食事時や休憩時間における環境の変化等をコンセプトとした。

まず、校舎等の区域について、本館校舎は一続きの建物とし、その中で管理部門、情報メディアセンター、教員部門、講義室部門に大きく分けた配置とする。

そのうち、講義室については、「学究の庭」と称する中庭を中心として配置し、休息の場の確保のほか、授業間のスムーズな移動にも配慮した。

学生が休息するための空間としては、学究の庭のほか、講義棟に隣接した中央広場側の「思索の広場」など緑のある屋外の空間を確保するとともに、屋内の休息空間として学生ラウンジなどを確保する。また、敷地全体が、緑に囲まれたゆとりある空間であり、十分な学生の憩いの空間が確保される。

厚生棟やサークル部室棟は、学修時との環境の変化を意図し、本館校舎から若干離れた位置に設置する。

運動場については、上述の の部分に、300mの陸上トラックを置くとともに、 の部分では球技等ができるような整備を行う。

キャンパスの四辺のうち、東側を除く三辺は水路に接しており、転落防止のためフェンスを設ける。東側は道路に接しているが、施設管理の観点から同様にフェンスを設ける。

### (2) 校舎等施設の整備計画

建物としては、講義室、研究室、情報メディアセンター及び管理等部門などからなる本館として、設置基準を満たす延床面積7,510㎡を確保する。このほか、トレーニング棟、厚生棟、サークル棟を整備する。

なお、建物の整備に当たっては、それぞれの部門や室の機能の発揮を重視することはもとより、全体として、バリアフリーの確保、良好なIT環境の確保に配慮する。

#### ）講義室

まず、通常の講義室については、カリキュラム及び時間割に即して、大講義室（200席）を1室、中講義室（90又は108席）を4室、小講義室（54席）を6室、ゼミ室

(18席)を10室整備する。大・中・小講義室だけで920席となり、収容定員数660人に対し十分な教室を確保している。

このうち、大講義室には、モニター等の映像設備や音響設備を適切に整備し、後方の席からも講義に集中できる環境を整える。また、大講義室の座席は階段状・扇形の配置とし、講演等にも利用できるような整備を行う。なお、大講義室以外の講義室においても、必要に応じ視聴覚機器を利用できるよう、可動式を含めた映像機器等を十分に整備・確保する。

情報メディアセンターには、図書室(後述)のほか、情報処理演習科目及び語学演習科目のため、各席に端末を設置した教室として、IT・LL演習室(46席)2室及びIT小演習室(24席)1室を整備する。学生のパソコンの修得及び利用環境の確保のため、これらの演習室は学生が授業時間外に自習できるような管理を行う。

#### ) 研究室

専任教員には個室の研究室(教員室)を確保することとし、若干の余裕を含め31室を整備する。各室25㎡程度の広さを確保する。

また、学生との打合せなどの用途に利用できるよう、教員室区画の間にテーブルを配した一定の広さのオープンスペースを確保する。このほか、共同研究室(93㎡)を設ける。

#### ) 管理等部門

管理等部門には、1階に事務室、中会議室等、2階に理事長室、学長室、大会議室その他所要の室を整備する。

また、学生の就職支援を含む各種支援・相談、事務手続き等を行うための学生支援センター、本学の広報や地域連携に関する情報提供などを行うスペースとしての広報コーナーを設けるほか、学生の健康等に関する相談や教職員を含む傷病等への一次対応のため健康管理室を設ける。

#### ) 運動施設

いわゆる体育館は、当面は、みやま市の施設を借用して利用することとし、本学においては開学時には整備しない。当該施設までは、車で約8分であり、学生の移動はスクールバスを用いて行うこととする。なお、この点も踏まえ、授業時限の間の休憩時間は15分を確保することとしている。

本学の運動施設としては、上述の陸上トラック及び球技場のほか、トレーニング棟を整備する。トレーニング棟には、更衣室・シャワー室等のほか、トレーニングマシンコーナーを含むトレーニングルーム(216㎡)を設ける。

#### ) その他

厚生棟には、食堂(128席)及び売店を設ける。食堂及び売店の運営は、外部の業者に委託する。サークル棟には、サークル部室(16㎡)を11室設ける。

### (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### ) 図書等の整備(表4参照)

図書は、開学後2年目までに15,000冊を整備する（開学時：11,000冊、開学年度及び2年目：それぞれ2,000冊）。以降は、毎年度少なくとも600冊ずつ整備し、完成年度までに16,200冊を整備する。分野としては、辞書・辞典等の参考図書のほか、本学の教育及び研究内容を踏まえ、人文科学・社会科学・自然科学などの総合科目群に関連するものから、医学や社会保障制度に係るもの、さらに保健医療経営分野のみならず一般の経営学や地域政策などに関する図書を中心として整備する。

表4 図書等の整備計画

種類	単位	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
<b>図書</b>	冊	11,000	2,000	2,000	600	600	16,200
うち内国書		9,000	1,600	1,600	500	500	13,200
外国書		2,000	400	400	100	100	3,000
<b>学術雑誌(電子ジャーナルを含む)</b>	種	100	100	100	100	100	100
うち内国誌		70	70	70	70	70	70
外国誌		30	30	30	30	30	30
<b>視聴覚資料</b>	点	200	20	20	20	20	280
<b>データベース</b>	種	4	4	4	4	4	4
<b>合計</b>		11,304	2,124	2,124	724	724	16,584

学術雑誌は、電子ジャーナルを含め、100種を購入する。学術雑誌の具体例として次のようなものを想定している。

(内国雑誌の具体例)

- ・ 会社四季報
- ・ 月刊会計
- ・ 月刊金融ジャーナル
- ・ 金融ビジネス
- ・ 財界
- ・ 商業界
- ・ 税経セミナー
- ・ 税務通信
- ・ 月刊総務
- ・ 月刊DIAMONDハーバードビジネスレビュー
- ・ 日経情報ストラテジー
- ・ 日経マネー
- ・ 金融統計経済月報
- ・ 経済研究
- ・ 経済セミナー
- ・ ファイナンス
- ・ 週刊東洋経済
- ・ 自治研究
- ・ 地方財政
- ・ ビジネス法務
- ・ 法学セミナー
- ・ 月刊新聞ダイジェスト
- ・ Newton
- ・ 日経サイエンス
- ・ 日経ソフトウェア
- ・ 日経PC21
- ・ 病院
- ・ 医療経営情報
- ・ クリニカルプラクティス
- ・ 連携医療
- ・ 医療と社会
- ・ 日経メディカル
- ・ 医療情報
- ・ 公衆衛生
- ・ 厚生指針
- ・ 日本医事新報
- ・ メディカル朝日
- ・ 保険診療
- ・ 日経ハイオビジネス
- ・ EBMジャーナル
- ・ 健康教室
- ・ からだの科学
- ・ 看護
- ・ 日経ヘルス
- ・ AERA
- ・ 世界週報
- ・ ニューズウィーク日本版
- ・ Forbes日本版
- ・ 文藝春秋
- ・ 新潮
- ・ 歴史街道
- ・ English journal

(外国雑誌の具体例)

- ・ Business week
- ・ Forbes
- ・ Economist UK edition
- ・ Harvard business review
- ・ Fortune
- ・ British journal of management + International journal of management reviews
- ・ International journal of social welfare
- ・ Social policy and administration

(電子ジャーナルの具体例)

- ・ Health economics, policy and law
- ・ American Journal of law & Medicine
- ・ Journal of small business management
- ・ Journal of management education
- ・ European business organization law review



視聴覚資料は、開学時に 200 点を整備し、以降毎年度逐次整備を進める。また、データベースは 4 点（聞蔵（朝日新聞記事データベース）、日経テレコン 2 1、ジャパンナレッジ、メディカルオンライン）を利用できるように整備する。

#### ）図書館の整備

図書館は、本部校舎内の 1 階の中央部分に整備する。このため、学生や教職員のアクセスの容易さが確保されるとともに、エントランスに近いので、外部からのアクセスも容易である。

図書館の総床面積は 599 m<sup>2</sup>で、収容能力は集密書架を含め約 5.7 万冊である。

一般の閲覧席は 108 席で、総定員数の約 16 %の座席数を確保する。

また、パソコン端末を置いた個卓を 14 席置く（うち 2 席は検索専用）ほか、学生のグループでの研究・学修に活用できるよう学習室を 2 室（12 席分）設ける。

このほか、視聴覚資料を視聴できる AV コーナーを設け、3 台の AV ブースを設置する。さらに、新聞、雑誌を閲覧するためのブラウジングコーナーを置く。

検索システムについては、14 席のパソコン端末すべてにおいて Web ブラウザを利用して検索できるように整備する。

#### ）対外的連携協力

国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）を活用できるようにするため、必要な図書システムを整備する。

また、九州地区大学図書館協議会に加盟し、他の大学図書館等と図書・学術雑誌の相互貸借利用・文献複写サービスを行えるようにする方針である。

## ク 入学者選抜の概要

### （1）入学者受入れの基本方針

本学は、保健医療分野の経営を担いうる人材の育成を目的としている。具体的な人材像としては、専門分野の知識・能力はもとより、豊かな人間性や幅広い視野、的確な根拠に基づく課題探求能力及び実践的な対応能力・調整能力を有し、保健医療分野にとどまらない経営の基礎を十分に備えた者である。こうした人材の育成のためには、対象となる者について、いわゆる学力のみならず、学ぶ意欲、科学的な思考力、将来に対する展望や目標、社会に対する考え方、コミュニケーション能力など、多様な側面からその者の個性や素養をみることが適当である。また、大学という時期においては、様々な個性や素養を持つ人との関わりの中で、視野を広げ、自己の感性や能力を広げていく部分が大いことから、個性豊かで多彩な素養を持つ学生を受け入れることは非常に大きな意味を持つ。一方で、本学の教育に対応しうる一定の学力水準は必要であり、学力水準を軽視するものではない。

以上を踏まえ、本学では、一般入試の方法に加え、センター試験利用入試、推薦入試、AO 入試、社会人特別入試及び帰国子女特別入試という多様な選抜方式を採用し、多様な学生を受け入れることとする。

なお、本学は、国際協力活動や研究者の交流等については積極的に進めていくが、留学

生の受入れについては、これを実施しないわけではないものの、本学の教育研究内容から見て外国人の入学希望はそれほど見込まれないと考えられることなどから、当面、積極的な募集はしない。

## (2) 選抜方法

上述のとおり、学生の選抜は、一般入試、センター試験利用入試、推薦入試、AO入試、社会人特別入試及び帰国子女特別入試の方法により行う。

なお、開学年度は、一般入試、推薦入試（一般型）及び社会人特別入試のみを実施し、他の選抜方式は2年目から開始する。

各方式の概略は以下のとおりである。各方式の募集定員数等は、表5のとおりである。

### 一般入試

本学での教育に必要な基礎学力を判定するために学力検査を実施し、出願書類（調査書）と合わせ選抜する。

日程は、前期、中期及び後期の3つの日程を設ける。ただし、開学年度は前期及び後期の2つの日程とする。

試験科目は、3科目型（英語、国語及び数学）及び2科目型（英語、国語及び数学のうちから選択する2科目）の2種類を設ける。

### センター試験利用入試

本学での教育に必要な基礎学力を判定するため、センター試験の結果を利用し、出願書類（調査書）と合わせ選抜する。センター試験の対象科目は、国語、数学及び外国語の中から2科目を選択する。

### 推薦入試

推薦方法として、一般推薦と指定校推薦の2種類とする。

ともに学力検査は実施せず、指定校推薦は面接及び出願書類（調査書及び推薦書）、一般推薦はこれに小論文を加え、これらの内容を総合的に判定して選抜する。

### AO入試

多様な個性・素養を持つ人材を確保する観点から、学力検査は実施せず、出願書類（調査書又は履歴書）、志願理由書、面接及び自己表現（グループディスカッション、自己PRのいずれかを選択）を総合的に判定して選抜する。

### 社会人特別入試

本学の社会人入試における「社会人」の考え方は次のとおりである。

まず、定義としては、「大学の入学資格を有する者で、入学年度の4月1日において満21歳以上に達し、社会人の経験を3年以上有するもの」とする。

具体的な人材像としては、経営系の職種のみでなく医療福祉系の技術専門職などを含め、医療・介護施設や関連産業分野など保健医療分野での社会人経験のある者であって、保健医療経営を体系的に学修することに意欲を持つ者を、主に想定している。こうした社会人は、その経験などから他の学生はもとより本学の教職員にとっても刺激となり模範

となり、本学の教育研究の活性化に資することを期待しうると考える。

選抜方法は、学力検査は実施せず、出願書類（履歴書）、志願理由書、面接及び小論文を総合的に判定して選抜する。

#### 帰国子女特別入試

多様な価値観・社会観を持つ人材を確保する観点から、学力検査は実施せず、出願書類（履歴書等）、志願理由書、面接及び小論文を総合的に判定して選抜する。

#### 外国人留学生入試

仮に外国人留学生試験を実施する場合は、次のとおりとする。

外国籍を有し、本学が定める受験資格を満たす者で、「日本留学試験」（独立行政法人日本学生支援機構実施）の「日本語」及び「数学（コース1）」が一定の点数以上である者に対し、出願書類（履歴書等）、志願理由書、面接及び小論文を総合的に判定して選抜する。一定の日本語の会話能力があることを要件とし、面接において確認する。

### （3）選抜体制

選抜体制としては、学長の統括の下で、専任教員及び事務局職員の代表で構成される入試対策委員会を設置し、選抜方法の検討、学力検査の問題監査及び合格者判定を行う。

入試対策委員会の下に、学力検査及び小論文の試験問題及び採点基準の作成を行う試験問題作成チーム、面接及び自己表現の方法、基準等を検討する面接対応チーム、総合的な合否の判定基準案や合否判定の原案を作成する合否検討チームを設置し、当該各チームの案（試験問題は除く）を入試対策委員会で審議する。

筆記試験の採点は、科目ごとに、試験問題作成チームの教員を主査とし、その者の統括の下に数名の教員が担当する。

面接及び自己表現の採点は、面接対応チームが中心となって行う。

### （4）開学年度の選抜方法

開学年度においては、次のような方法により選抜を行う。

認可前の段階においては、設立準備委員会の下に、学長予定者、学部長予定者及び時間的に対応の可能な専任教員予定者や準備委員会職員数名を中心とした入試対策チームを組んで検討する。当該チームは、申請後のなるべく早い段階から設置し、精力的に検討を行う。

入試対策チームにおいて、選抜の具体的な方法等、例えば試験問題の作成方針や方法、採点基準、合否判定の基準等について検討する。

試験問題の作成は、入試対策チームの統括の下、原則として専任教員予定者へ委託して行う。

学校法人の設置認可を受けたときは、学校法人の組織として入試対策チームを移行させ、入試業務を行う。

表5 入学者の選抜方法の概要

選抜種類	募集定員		選抜方法	備考
	2年目以降	開学年度		
一般入試	55	85	調査書 学力試験 次のいずれかを選択 3科目型 英語(・) 国語総合(現代文) 数学・A 2科目型 3科目型の3科目の中から2科目を選択	
センター試験利用入試	20	実施せず	調査書 センター試験の結果 次の中から2科目選択 ・国語 ・数学 又は数学 ・外国語	各科目の得点は、同じ比重に換算
推薦入試	60	60	【一般型】 調査書 面接 小論文(テーマ型。800字程度) 推薦書  【指定校型】 調査書 面接 推薦書	開学年度は、指定校型は実施しない
AO入試	10	0	履歴書又は調査書 志願理由書 面接 自己表現 グループディスカッション、自己PRのいずれかを選択	
社会人特別入試	5	5	履歴書・志願理由書 面接 小論文(テーマ型。800字程度)	
帰国子女特別入試	若干名	実施せず	履歴書等・志願理由書 面接 小論文(テーマ型。800字程度)	
外国人留学生入試	若干名	実施せず	履歴書等・志願理由書 面接 小論文(テーマ型。800字程度)	日本留学試験の「日本語」及び「数学(コース1)」において一定の点数以上であることが必要

## ケ 資格取得を目的とする場合

本学においては、その行う教育課程全体として一定の資格取得を目的とするものではないが、次の資格については、一定の授業科目を履修することによって、資格を取得し、又は受験資格を得ることができるよう、資格関係団体と協議を行う。

なお、これらの資格取得に係る関係機関の認定は、特に初年度の入学者選抜試験の時期にはまだなされていないこととなるため、学生募集に当たっては、この点について誤解の生じないよう十分な注意喚起に努める。

一定の授業科目の履修により資格取得	社会調査士
一定の授業科目の履修により受験資格取得	診療情報管理士

### (1) 社会調査士

#### 概要

社会調査とは、社会生活における人々の意識や生活の実態及び社会現象を捉えるため、科学的に、又は現地調査等により直接的に、データを収集し、記述（かつ分析）する過程、及びその手法であり、その重要性は高まっている。

社会調査士は、この社会調査を担当する人材を育成する目的で、平成15年に民間団体として発足した「社会調査士資格認定機構」（現在は任意団体。以下、この項において「機構」という。）により創設された制度である。

#### 機構による認定方法

当面、機構の定める標準カリキュラムに準拠し科目認定を受けた大学において、当該科目を履修した学生を、機構が社会調査士として認定することとされている。

なお、認定は科目ごとに行われる。また、資格取得に必要な科目は、必ずしも一つの大学で単位取得する必要はないとされている。

#### 履修の対象となる本学の科目

- ・社会調査概論
- ・統計学入門
- ・社会調査の方法
- ・統計解析
- ・多変量解析
- ・社会調査実習

#### 大学としての手続

大学として機構の科目認定を受けるためには、機構に対し、開講前年度の10～11月頃に事前相談を行い、12月頃に申請する。認定は開講前年度の3月下旬に行われる。

### (2) 診療情報管理士

#### 概要

診療情報管理士とは、診療記録及び情報を適切に管理し、そこに含まれるデータを加

工、分析、編集し活用することにより、医療の安全管理、質の向上及び病院の経営管理に寄与する職業である。認定は、主に「社団法人 日本病院会」が行う通信教育の修了者を対象として認定試験が行われているが、同会から指定を受けた大学等において一定の科目を履修した者にも受験資格が与えられている。

#### 認定方法

日本病院会から指定された大学等において所要の科目を履修した者は、同会が実施する診療情報管理士認定試験の受験資格を得ることができる。

#### 履修すべき本学の科目

- ・ 医療・医学の現代的課題
- ・ 人体の構造と機能
- ・ 医学総論
- ・ 医学各論
- ・ 医学用語
- ・ 社会保障制度概論
- ・ 医療保険制度
- ・ 統計学入門
- ・ 医療管理論
- ・ 医事業務論
- ・ 医療情報学
- ・ 診療情報管理論
- ・ 疾病分類概論
- ・ 分類法演習
- ・ 施設実習

#### 大学としての手続（本学の場合）

開学前年度において、日本病院会へ指定申請を行う。

開学年度において、授業の実施状況視察を含む現地視察を経た上で、審査が実施される。審査を通った場合、開学年度中にも認定される。

#### 施設実習の計画

「コ 学外実習の実施」の項に記載のとおり。

## コ 学外実習の実施

本学においては、外部施設での実習を内容とする授業科目としては、「施設実習」及び「海外フィールドワーク」がある。具体的な実施方法等については、以下のとおりである。

### (1) 施設実習

医療施設において実際の業務の現場を視察及び従事することにより、講義等において学んだことの実践的理解の一助とするとともに、あらかじめ実習病院や地域の状況について

調査研究を行った上で実習における学修の問題意識を持って実習現場における課題への対応の場に参加することなどにより、課題解決能力の向上に資する。もって、社会人としての業務への関わり方を学ぶとともに、進路選択を考えるための重要な機会とするものである。実習前においては、12回及び1日間にわたり主に演習形式により、実習における具体的な事項に関する指導を行うとともに、学生自ら実習病院・地域に関する調査研究を行い実習計画を作成する。実習後においては、8回にわたり、学生が実習報告を作成・報告及びこれを題材とした討論・研究を行う。

実習施設の確保状況は、別紙2のとおりである。（実習開始時期が3年後であること等にかんがみ、実習施設数は多めに確保している。）実習施設の位置は、主に福岡県内を中心とする九州北部であり、教員等による巡回指導に際しても移動の負担は少ないものとなっている。

#### 実施時期・期間及び実習施設の種類

実施時期は、原則として3年次の夏季休暇中だが、対象施設との調整などにより、3年次の他の長期休暇中に行う場合もある。期間は2週間半とする。

実習施設の種類の種類は、原則として医療施設とする。

#### 対象学生

施設経営コースの学生は必修とする。

地域経営コースの学生は選択とする。ただし、次に掲げる科目を履修していることが本科目履修のための条件であり、また、履修を希望する学生に対し、履修希望の理由や目的などについて聴取を行うことにより対象学生を選考する。

- ・医療管理論
- ・病院組織・スタッフ論
- ・医事業務論

#### スケジュール

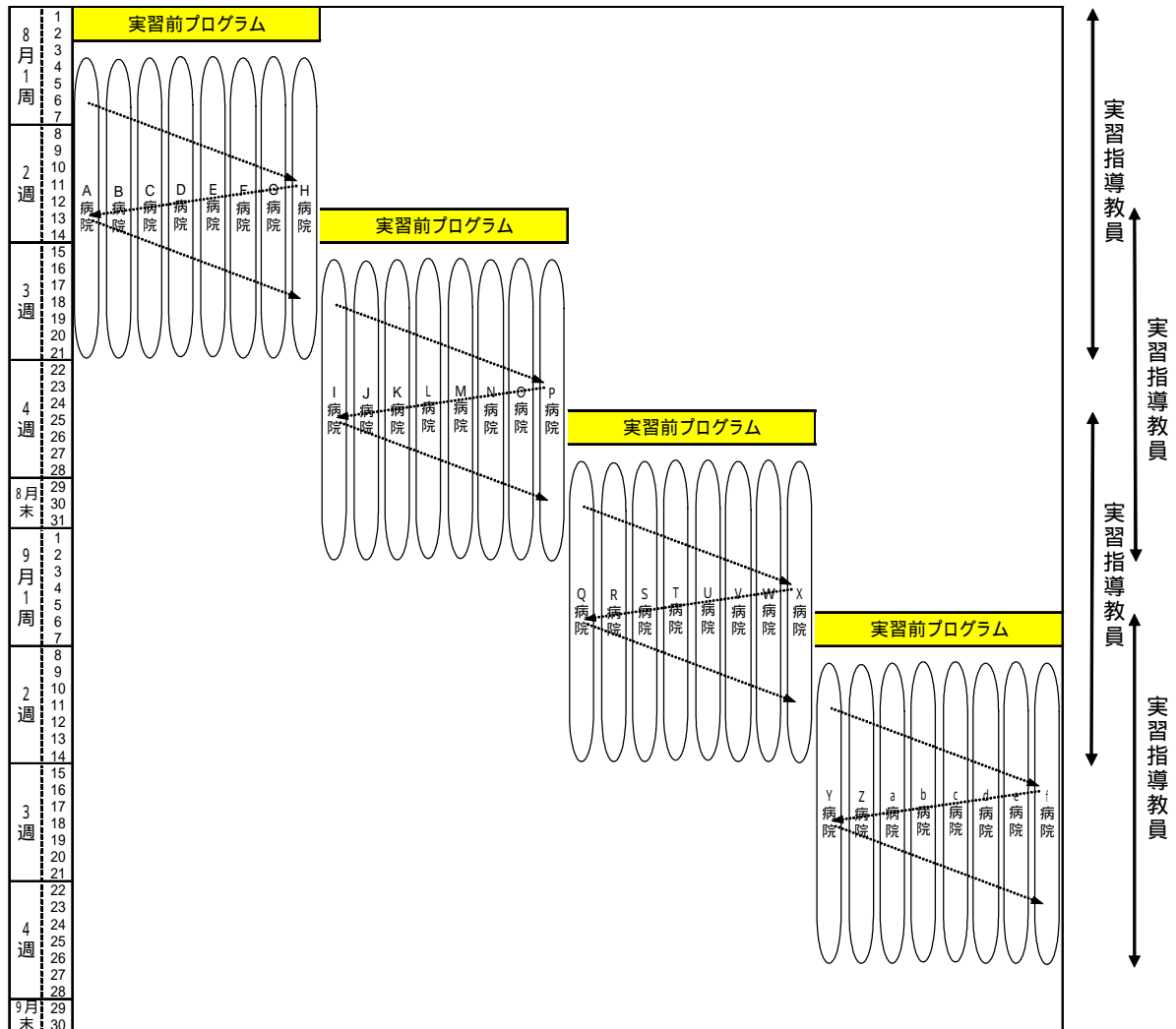
- a) 3年次開始時のオリエンテーション
  - ・施設実習の取り組み方についての詳細な説明を行う
  - ・地域経営コースの学生のうちで履修を希望する学生については、履修登録期間中に希望の受付及び履修希望理由等の聴取を行う。
- b) 実習前プログラム
  - ・前期の授業開始とともに、実習前プログラムを開始（具体的内容は後述）
- c) 実習病院の割振
  - ・5月までに、学生の希望（位置、時期など）も踏まえつつ、学生ごとの実習病院の割振りを行う。実習施設ごとの学生の人数は、おおむね3～5名程度とする。
  - ・実習病院の割振りは、教務委員会が、学生支援センターの協力を得て行う。
  - ・地域経営コースの学生は、各実習施設において複数とならないように割振る。
- d) 実習の実施
  - ・実習は、受入施設との調整により、原則として夏季休暇中の間に連続する2週間半の期間を設定する。8月から9月の間に4つの実習期間を設定し、原則として各期に8病院以内の実習施設を配置するよう調整するものとする（図1参照。な

お、この図は、あくまでもイメージであり、実際には、実習時期、実習病院数や各期の配置、巡回スケジュールなどは様々な形になることが想定される。また、実習病院において夏季休暇等がある時は、その期間は実習を中断し、その分終期を延長することとなる。）

e) 実習後プログラム

- ・実習終了後には、学生は報告書を作成し提出する。その上で、実習後プログラムを実施する。（具体的内容は後述）

図1 施設実習の時期と指導教員の配置の関係



注： 印は、実習指導教員による巡回指導のパターン例を示す。1日に1又は2施設を巡回する。

また、実習指導教員による巡回指導のほか、サポート教員による巡回指導もある。

指導体制及び実習施設との連絡体制

施設実習の統括は、教務委員会が行うこととし、具体的な事項等については、教務委員会の下に施設実習チームを設置し、学生支援センターとの協力・連携の下で対応する。

また、実習期間の4期それぞれに、実習指導教員（4名の教授）を配置し、実習期間中の各期における学生指導、施設との協議調整を担当する。また、准教授・講師のう



ち医療施設等の運営の経験等を有する4名の教員（実習サポート教員）が、これら4名の担当教員の業務をサポートするものとする。実習施設との連絡は、実習指導教員及び学生支援センターが窓口となる。

なお、実習期間を4期に分けて専任教員を担当者として配置することにより、各教員の負担を過大なものにならないように配慮している。

実習期間中には、これらの実習指導教員が各施設を巡回し学生指導、施設との連絡調整に当たるとともに、学生支援センター（学務課職員）や実習サポート教員が綿密に実習施設訪問を行うものとする。実習指導教員の巡回指導は、1日当たり1～2施設程度となるよう調整する。その上で、実習指導教員は、原則として実習期間中に各実習病院をそれぞれ半日程度を2回、巡回指導するものとする。また、これとは別にサポート教員が各実習病院を1回以上巡回指導する。なお、実習病院からの要請があれば、実習指導教員やサポート教員（要請内容によっては事務局）が巡回指導を追加的に行うこととする。

巡回指導に当たっては、学生の実習状況について評価の観点から確認するとともに、実習施設及び学生の双方からヒアリング等を行い、以後の実習の改善に資するものとする。

#### 実習の実施方法

教務委員会（施設実習チーム）が中心となり、施設実習に関する基本方針（目的、到達目標など）、実習計画の要綱、指導方法、成績評価方法等を検討、決定する。

実習実施に先立ち、前期12回の実習前プログラムにおいて、教務委員会（施設実習チーム）の統括的管理、実習指導教員の指導の下で、各学生は、実習計画の要綱に基づき、実習施設に関する調査研究を行い、当該施設の意向を踏まえつつ次のような内容の個別の実習計画を作成する。

#### 実習計画の内容

- ・実習病院を取り巻く地域の状況
- ・実習病院の概要
- ・実習病院の運営・経営等の状況（他病院との比較を含む）
- ・実習病院の抱える主要課題
- ・実習実施予定
- ・主要課題に対する考察（少数の課題に絞って重点的に考察）

実習開始直前には、1日間の直前指導を行う。

これらの実習前プログラムにより、スムーズに実習に入れるようにするとともに、効果的な実習の実施に資することを期する。

実習実施中は、毎日、実習施設担当者の確認を得つつ実習プログラムの到達状況を自らチェックするとともに、生じた疑問点や課題などを実習日誌にまとめる。

実習終了後においては、実習指導教員の指導の下、報告書を作成する。

その上で、後期には8回の実習後プログラムを行うこととし、実習指導教員ごとのグループ分けを行い、各学生からの報告及びそれを基にした討論会を行う。

なお、報告書は、該当実習施設に送付する。

## 【実習前プログラム】

実習指導教員及び事務局により、次のような事項について指導等を行う。これらの内容については、あらかじめガイドブックを作成し、各担当教員が統一的に指導できるようにする。

### a) 演習形式による講義・指導・・・計12回（12回×90分の授業）

#### 【全体統一プログラム（全対象学生一斉）】

##### オリエンテーション

- ・授業全体の流れ、その他受講に際しての諸注意など
- ・実習計画作成についての全体的指導

実習に際して学ぶべき事項についての重点的な指導

医療施設における患者対応についての具体的な指導

医療施設における個人情報その他の機密情報の取扱いについての具体的な指導

医療施設における医療安全管理対策についての具体的な指導

#### 【個別プログラム（担当教員ごと）】

##### 地域に関する調査

- ・実習病院の存する地域の実態、周辺の医療施設の状況など

実習病院に関する調査・研究及び実習計画の作成

- ・実習病院に関する各種データ等の入手とその分析や他病院（全国データ、地域データ等）との比較
- ・当該病院の抱える課題に関する情報の入手とそれに関連する各種情報の収集・整理 など

実習計画の作成

実習病院の事務長等による講話

### b) 実習直前の指導・・・1日間

実習を受けるに際しての諸注意事項

各学生からの実習計画の報告

実習病院ごとの留意事項についての指導（個人情報の取扱いを含む）

## 【実習の内容】

具体的な実習の内容は、概ね次に掲げる部署のうち、それぞれの実習施設の組織等を踏まえ適当な部署を選定し、それぞれの部署に数日間ずつ在籍する。その中で、それぞれの部署の業務概要等に関する説明を受けるとともに、実際の現場の見学とともに、実習病院の業務に支障のない限り現場業務への従事を行う。なお、各実習施設においては、受け入れてもらった学生が、原則として全員一緒のローテーションで各部署を回るものとする。

（実習を実施する部署の候補）

- ・総務・企画部門
- ・医事部門

- ・ 経理部門
- ・ 人事部門
- ・ 資材・用度部門
- ・ 施設管理部門
- ・ 診療録管理部門
- ・ 地域連携、医療相談部門
- ・ IT 部門
- ・ 健診、介護、リハビリ等の部門
- ・ コメディカル部門（栄養、検査、薬剤、看護等）

実習の最初における病院からの概要説明に際して、次に掲げるような各病院におけるヒト・モノ・カネ・情報の位置付け・流れなどの概略・特色を、できる限り全体構造が把握できるよう有機的に説明してもらうことにより、当該病院における各部署における機能・役割をきちんと把握した上で、ローテートできるようにする。

- ヒト：患者・利用者の受付から会計までの流れ、患者満足度向上対策等の取組
  - ：診療科と集客圏
  - ：病院の組織や業務命令系統等の現状と課題、職員の配置状況、医師・看護師等の確保対策・組織、コメディカル部門の組織、人事評価・職員満足度向上対策
- モノ：医薬品・医療用具資材等の病院内での流れや管理方法、
  - ：医薬品・医療機器・医療用具資材等の仕入れ・購入方法、後発医薬品の取扱い等の状況
  - ：建物や施設の全体構造や特色、留意点等
- カネ：患者負担分の診療費の病院内における流れ、
  - ：保険請求に関する病院における実務の概要
  - ：予算の作成と執行状況の管理等の方法と課題、会計基準の準拠
  - ：中長期計画や投資計画に関する状況、未集金対策の現状と課題
- 情報：受付から会計までの診療情報の流れ
  - ：診療情報の管理に関する現状と課題（個人情報管理を含む）
  - ：診療情報に関する電子化の現状と課題、IT に関する組織体制
  - ：地域医療連携その他外部との情報の相互利用の現状と課題
  - ：診療情報や経営情報等を経営に利用するための取組や課題

#### 【実習後プログラム】

- a) 実習報告の発表と討論・・計 8 回（8 回×90 分の授業）
  - （担当教員ごとに分かれて実施）
  - 実習報告の発表
  - 実習報告のうち、実習病院の課題解決に関する部分についての研究・討論

成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、実習指導教員において、実習計画、報告書及び実習施設の担当者による

実習項目評価表並びに巡回指導中の実習状況の確認を基に評価を行い、全体を教務委員会（施設実習チーム）において審議し、その結果をもって最終的な評価及び単位認定を行う。

実習施設担当者の評価表は、評価項目別の段階評価と総合評価によるものとする。

なお、評価に当たっては、実習中における説明や実務の理解度、学修・実務における態度等のほか、実習病院の特色や課題などを主体的に考察し、また、それらの理解のために能動的に行動するなどの主体的な姿勢についても評価対象とするものとする。

#### 実習施設の役割

実習施設においては、次のような役割等を担っていただく。

##### 一 総括担当者の選任

大学側との連絡調整の窓口、実習期間中における総合的な担当者、施設側における学生評価の担当者として、統括担当者を選任していただく。

##### 二 実習実施前の連絡調整

実習実施時期や受入人数の調整を行うほか、対象学生が作成する実習プログラムの協議などを行う。

なお、学生の宿泊施設について、可能な範囲で、適当な施設の紹介等を行っていただく。（実習施設内に利用可能な宿泊施設があれば、利用させていただく。）

##### 三 実習期間中

実習を行う各部署において、学生への各部署の業務説明や、学生の業務見学・従事などを行っていただくとともに、学生が毎日記載する実習日誌への施設側としてのコメントを記載していただく。

##### 四 実習終了後

実習施設としての学生評価を行っていただく（実習項目評価表による評価）。

また、学生が作成した報告書は、実習施設に送付するものとする。

#### 不測の事態等への対応

学生が何らかの事故・事件等に巻き込まれた場合は、実習指導教員、学務課職員等が速やかに実習病院に赴き、対応に当たるものとする。

事案の内容に応じ、施設実習チーム又は教務委員会において検討を行う。

また、学生の実習態度や生活態度に問題があるなどの場合は、実習施設からの連絡に基づき、実習指導教員、教務課職員等が、学生の指導や実習施設との協議などを行う。

学生が、その故意・過失により、自ら損害を被り、又は他者に損害を生じさせた場合は、第一義的に大学側が責任を持って対処する。

実習施設側の故意・過失により学生が損害を被った場合は、過失割合の程度を踏まえつつ、原則として実習病院に損害の負担を求めることとする。

ただし、学生が加害者・被害者いずれの場合でも対応できるよう、大学側で学生に傷害保険等を付保させるものとし、できる限り実習病院側の負担を軽減することとする。

## 個人情報保護への取組

病院等における個人情報の取扱いについては、非常に対応が難しい面があり、学生が実習を行う際にも慎重な対応が必要となる。

### 一 各実習病院の方針や実態等のヒアリング

個人情報保護に関する取組については、外部からの問合せに対する対応など、病院ごとに微妙に異なる部分があることから、あらかじめ担当の実習指導教員が各病院における方針や実態等についてヒアリングを行い、各病院における対応を確認しておく。

### 二 個人情報保護法の事前の学修

個人情報保護法の内容について、法令及び厚生労働省のガイドライン・Q&A、医療関係団体が発行している資料等を材料として、実習前プログラム（意見4に対する対応を参照）において詳細に説明を行う。

また、一のヒアリングを踏まえた実習病院ごとの取扱いについて、実習指導教員から該当学生に対し説明を行う。

特に、次のような事項については、重点的に実習前プログラムにおいて講義を行う。

#### 個人情報の利用目的とそれぞれの病院内での実際の利用方法

特に、外部に情報が提供されるケースとその場合の条件や、内部で研究教育や経営上に用いるようなケースとその場合の条件など

また、医師等が自らの研究のために個人情報を利用し、また院外に持ち出す場合等の対応など

#### 外部からの問合せに対する対応

特に、家族その他関係者からの問合せ、救急など緊急時の対応、警察・児童相談所などの公的機関との関係、医療連携の場合の対応などについて、様々なケースを提示し学生にも考察させる。

例えば、同居していない家族からの病名・症状の問合せ、救急患者で自ら意思を示せない場合に同僚と名乗る者からの問合せ、紹介元病院からの診療情報の問合せなど。

#### 診療情報開示請求との関係

誰からのどのような請求の場合に、どこまで開示するのか など

#### 個人情報保護と医療安全確保のバランス

例えば、患者が氏名を病室やベッドに掲示することなどを忌避する場合に、患者取り違えなどの問題とのバランスをどのように図るのか など

### 三 誓約書の提出

「実習において知りえた個人情報については、外部に漏らさないなど適切に取り扱う」旨の誓約書を学生から提出させるとともに、大学としても「学生が個人情報を適切に取り扱うよう指導・教育する」旨の誓約書を提出する。

## (2) 海外フィールドワーク

発展途上国の中で、実際に日本の公的機関や NGO 等により行われている国際保健医療

協力の現場において、実際の活動に従事させてもらうことにより、国際保健医療協力の現場の実態や課題を学修するとともに、国際保健医療協力に従事するために必要な学識や素養とは何かを実践的に理解する。

具体的な実習場所は、実習実施時点で活動が行われている現場となることから、現時点で特定できないが、受入れ機関としては、国際協力活動の実績が豊富な次に掲げる機関に協力を依頼している。

- ・特定非営利活動法人 Health And Development Service (HANDS)  
(事務所：東京都文京区)
- ・アイ・シー・ネット株式会社 (事務所：神奈川県横浜市)
- ・株式会社ティーエーネットワーク (事務所：埼玉県さいたま市)
- ・特定非営利活動法人 I S A P H (事務所：福岡県久留米市)

#### 実施時期・期間

4年次の夏期休暇中とし、期間は2週間程度とする。

#### 対象学生

本科目の履修を希望する学生は、3年次後期の開始時に学生支援センターに申し出、履修希望者として登録するものとする。希望者が多数となった場合は、面接を行い、考え方や意欲などを踏まえ、最大でも10人程度となるよう調整する。

履修希望者のうち、次に掲げる科目を履修し、原則としてその単位を取得した者のみが、本科目を履修できるものとする。

- ・国際協力論
- ・国際保健医療協力論
- ・NGOの運営と展開
- ・プロジェクトマネジメント論

#### スケジュール

3年次開始時及び4年次開始時のオリエンテーションにおいて、海外フィールドワークの取り組み方(必要な単位の取得など)についても詳しく説明を行う。

上述のように、本科目の履修を希望する学生は、3年次後期の開始時に学生支援センターに申し出、履修希望者として登録するものとし、必要に応じ人数調整を行う。

4年次の履修登録時に、本科目の履修を希望する学生について、必要科目の履修状況を確認し、国際委員会において実習対象学生を決定する。

原則として4年次5月までに、実習先を決定する。実習先は、発展途上国の中で、実際に日本のNGOその他の機関等が行っている国際保健医療協力活動の現場の中から、現地の安全性その他の状況、活動内容、受入れ態勢等の状況を勘案して選択する。受入れ先機関は、当該活動を行っているNGOその他の機関とする。

実習は、受入機関との調整により、夏季休暇中の間に連続する2週間の期間を設定する。

実習終了後には、学生は報告書を作成し提出する。

#### 指導体制及び実習施設との連絡体制

実習の統括は、国際委員会が行うこととし、具体的な事項等については、国際委員会の下に海外実習チームを設置し、学生支援センターとの協力・連携の下で対応する。

また、1名の海外実習指導教員（1名の教授）を配置し、受入機関との連絡調整、実習実施時の引率・指導を担当する。受入機関との連絡は、海外実習指導教員及び学生支援センターが窓口となる。

実際に実習を行う現場（フィールド）は4年次5月までに決定するが、現場の活動状況や対象学生の総人数などを勘案しつつ、受入れ学生数は各現場ともに原則として多くても5名程度とし、毎年度の実習現場の数は、最大でも2ヶ所までとする。

具体的な実習内容の計画作成や実習・渡航準備に当たっての課題、留意点などの学習指導は、事前の説明会や4年次前期の授業科目「プロジェクトマネジメント論」などの中で指導していく。

実習現場が2ヶ所の場合は、原則として8月及び9月に分けて行うこととし、両者の間は原則として2週間以上の間を空けて実施するものとする。

指導体制としては、海外実習指導教員1名を置くとともに、学生支援センターが事務的なサポート等を行うこととしている。実習期間中の指導は、海外実習指導教員が2週間の全行程を引率することとしている。

上述のように、実習現場は、1現場当たり5名程度で、かつ現場は最大でも2ヶ所で、両現場は2週間以上の間を空けて実施されることから、1名の教員が引率する体制でも十分であると考えている。

#### 実習の実施方法

国際委員会（海外実習チーム）が中心となり、教務委員会と協議しつつ、施設実習に関する基本方針（目的、到達目標など）、実習計画の要綱、指導方法、成績評価方法等を検討、決定する。

その方針の下で、海外実習指導教員が受入機関との連絡調整及び学生の指導を行う。

実習実施に際しては、あらかじめ、海外実習指導教員の指導の下で、各学生は、実習計画の要綱に基づき、実習現場に関する調査研究を行い、その意向を踏まえつつ個別の実習プログラムを作成する。なお、この実習プログラム作成については、授業科目の「プロジェクトマネジメント論」の中において、その方法論や具体的な作成作業の指導を行うこととしている。

実習は、フィールドワークを主として行うこととし、海外実習指導教員が引率し、実習実施機関担当者と連携しつつ、学生の指導を行う。学生は、実習実施中の毎日、実習プログラムの到達状況を自らチェックするとともに、生じた疑問点や課題などを実習日誌にまとめる。

実習終了後においては、国際協力担当教員の指導の下、報告書を作成し、報告会を行う。

#### 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、海外実習指導教員において、実習プログラム、報告書、当該教員による実習項目評価表などから総合的に評価を行い、これを国際委員会において審議し、その結果をもって最終的な評価及び単位認定を行う。

実習項目評価表は、評価項目別の段階評価と総合評価によるものとする。

## 受入機関の役割

受入機関においては、次のような役割等を担っていただく。

### 一 総括担当者及び現地担当者の選任

大学側との連絡調整の窓口として国内の総括担当者とともに、現地における実習実施前の連絡調整、実習期間中における総合的な現場管理等の担当者として現地担当者を選任していただく。

### 二 実習実施前の連絡調整

実習実施時期や受入人数の調整を行うほか、対象学生が作成する実習プログラムの協議などを行う。

なお、学生の宿泊施設について、適当な施設の紹介等を行っていただく。

### 三 実習期間中

実習実施に際して、現場状況等の説明を行っていただくほか、現場の見学や活動への可能な範囲での従事をさせていただく。

また、可能な範囲で、現地の方々との意見交換その他の交流の機会を設けていただく。

なお、これらの活動等は、引率する海外実習指導教員の管理下で行うものとするが、現地担当者において総括的な指導をしていただくものとする。

### 四 実習終了後

学生が作成した報告書は、受入機関に送付するものとする。

#### 不測の事態等への対応

学生が何らかの事故・事件等に巻き込まれた場合は、海外実習指導教員が対応に当たるものとする。

事案の内容に応じ、現地からの連絡を踏まえ、海外実習チーム又は国際委員会において検討を行い、教職員の派遣等の対応を検討する。

学生が、その故意・過失により、自ら損害を被り、又は他者に損害を生じさせた場合は、第一義的に大学側が責任を持って対処する。

他者の故意・過失により学生が損害を被った場合は、大学としては教職員の派遣を含め能動的に対応するものとする。

なお、学生が加害者・被害者いずれの場合でも対応できるよう、大学側で学生に傷害保険等を付保させるものとする。

## サ 編入学定員設定の具体的計画

本学においては、保健医療分野の施設経営、地域経営という、まだ必ずしも適切な人材が十分に確保されていない分野の人材育成を目的としていることから、高卒者だけではなく短期大学や専門学校の卒業生、他大学在籍者、社会人を含め多様な人材を受け入れることにより、本学内の教育研究の活性化はもとより、量的にも質的にも社会からの人材ニーズ



に應えることになる。

このことに加え、生涯学習ニーズへの一定の貢献、多様な教育機会の確保等の観点から、編入学定員を設定することとする。

#### (1) 年次、定員数、入学資格その他基本的事項

定員を設定する編入学の年次は3年次とし、定員数は5名とする。

修業年限は2年、在学年限は4年とする。

入学資格は、本学学則(案)の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。

また、本学における教育内容が広範であり、2年間の間にそれらを修得することは必ずしも容易ではないことから、入学資格ではないものの、2年間で本学の教育を修得できる見込みがあることを選抜基準のひとつとし、他大学等での単位の履修状況や資格の取得状況、社会での実務経験などを基に判断することとする。このことは、募集要項等において明記する。

#### (編入学資格)

- 一 大学を卒業した者
- 二 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- 三 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- 四 専修学校の専門課程(学校教育法施行規則第77条の8第1項に定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第56条の規定に該当する者に限る。)
- 五 外国において、学校教育における13年の過程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- 六 その他法令で定めるところにより大学に編入学できる者

#### (2) 学生確保と就職先について

##### 1) 学生確保

本学が見込む編入学者は、出身の大学等の分野として、医療系と経営系を想定しているが、特に医療系の方が志願者は多いと想定している。

医療系の中でも、主に短大や専門学校を卒業した医療専門職、例えば、看護師、理学・作業療法士、検査技師、社会福祉士・介護福祉士などを想定しており、これらの者については、経営に関する学識・能力の修得とともに、学士号の取得という観点からもニーズがあるものと見込まれる。

これらの短大や専門学校を卒業した医療専門職のうち、例えば、

病院等で就業している者で、経営部門への関心を有し、そのためのスキルアップを望むものや、

既に病院等で就業経験がありながら、一旦、職を離れた者で、経営に関する学識・能力を身につけた上で病院等に再就職し、あるいは公的機関などの以前とは異なる職場で再就職したいと考えているもの

社会福祉士・介護福祉士の短大や専門学校で資格を取得したものの、就職・処遇等の状況を踏まえ、改めて経営部門への関心を有することとなったものなどの編入学が考えられる。

したがって、医療系の編入学者については必ずしも学士以上を主に想定しているのではなく、学部としての本学への編入学のニーズは医療系において相当程度見込まれる。

もとより、こうした医療専門職に係る短大等が大学への改組を徐々に進めている中で、将来的には本学への編入学に対するニーズは減じていくものと考えられるが、現状ではまだ多くの短大・専門学校の学生・卒業生がいる中で、本学への編入学のニーズは少なからずあるものと考えられる。

一方、経営系分野の志願者については、医療系の場合のように一定の母集団を有するような具体的なニーズはあまり想定されないが、経営系の短大や専門学校を卒業し、就業した者であって、スキルアップのために編入学を希望するものなどが想定される。

以上のように、特に医療系分野の出身者を主とした編入学者の確保が想定され、5人という定員数の確保は可能であると見込まれる。

## 2) 就職先確保について

編入学者の就職先については、一般学生の就職先確保と同様の観点から、病院を中心として十分に確保できるものと見込まれる。

また、例えば病院等においても、病院等の経営に関する学識・能力を備えた医療専門職に対するニーズが出てきている。

例えば、看護師の副院長等を設置する病院も増えてきていることなどに見られるように、病院等の経営において最大の人員規模を有し、そのあり方が病院経営に大きく影響する看護部門の重要性・役割が、診療報酬の改定などに伴い従来以上に高まりつつあり、経営に関する学識・能力を有する看護師のニーズがますます高まるものと考えられる。このようなことから、本学においては、特に、看護師としての職務経験者の編入学の需要が比較的が多いものと見込まれる。

また、医療機能評価の取得や、病院内の個別部門における ISO 取得などが徐々に志向されてきている中で、病院全体はもとより、病院内の医療現場を含む各部門におけるマネジメントの重要性が、高まってきていることが挙げられる。このような個別部門のマネジメントにおいても、病院全体の経営を基礎としてそのあり方を考えるべき面も多いことから、このような面でも、経営に関する学識・能力を有する医療専門職のニーズは、今後高まっていくものと考えられる。

## (3) 既修得単位の認定方法

編入学生の既修得単位の認定については、62単位を上限として設定する。

認定は、単位認定希望者の出身の大学又は短期大学等の成績証明書及び授業科目の概要が分かる資料により行う。

既修得単位の認定方法等については、表6のとおりである。

表6 編入学に関する既修得単位の読替

分野	一般入学生の卒業要件			編入学		
	必修	選択	小計	認定上限	最低必要単位数	認定方法等
<b>総合科目群</b>	<b>10</b>	<b>16</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>0</b>	
導入科目	2	} 16				総合科目群の趣旨を踏まえ、幅広い教養や豊かな人間性の涵養という趣旨に合致する科目を認定する。ただし、情報処理については、一定レベルに達していない場合は認定しない。
人間の理解	0					
自然と生命の理解	0					
社会の理解	0					
世界の理解	0					
外国語	4					
リテラシー	4					
<b>専門基礎科目群</b>	<b>32</b>	<b>0</b>	<b>32</b>	<b>14</b>	<b>18</b>	
医学の基礎	8					「医療・医学の現代的課題」及び「保健医療経営学概論」に関する単位は、既修得単位及び選抜試験の結果の総合的判断をもって認定することとし、他の科目は個別に認定する。
保健医療福祉制度	8					
経営の基礎	16					
<b>専門科目群</b>	<b>8</b>	<b>44</b>	<b>52</b>	<b>8</b>	<b>44</b>	
施設経営系科目	0	} 44				8単位を上限として、個別に認定する。 「基礎演習」及び「専門演習」は既修得単位及び選抜試験の結果の総合的判断、「施設実習」は既修得単位や実務経験の総合的判断をもって認定することとする。
地域経営系科目	0					
応用系科目	8					
<b>全体選択</b>		<b>14</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>0</b>	総合科目群と同様の考え方に基づき、14単位まで認定することができることとする。
小計	<b>50</b>	<b>74</b>	<b>124</b>	<b>62</b>	<b>62</b>	

(4) 履修指導方法

編入学生に対しては、2年間という限られた期間において、効果的・効率的に所期の学修成果を得ることができるよう適切な履修指導を行う。

具体的には、入学時において、一般の入学生に対して設定するガイダンスのうち編入学生においても有用と考えられる部分は編入学生を含めて実施するほか、編入学生のみを対象としたガイダンスを実施する。

編入学生の履修指導の一環として、編入学生を対象とした履修モデルを設定することとする。具体的には、医療系の学問を修得した学生用のモデルと、経営系の学問を修得した学生用のモデルとして、別紙3に示すとおりである。この履修モデルは、多様な編入生の出自を想定し、70単位で設定している。

しかしながら、編入学生の具体的な履修科目の設定については、個々の学生の事情に応じて個々に設計することが適切であるため、履修ガイダンスの際に、個別にアドバイザー及び学生支援センターにより履修指導を実施することとする。

(5) 教育上の配慮

編入学生のアドバイザーについては、他の学生と同様、専門演習の担当教員が担当するとともに、別に編入学生統括担当を置き、編入学生全体に対する統括的な支援・指導を

行う。また、学生支援センターにおいても、編入学生の学修等の特性に配慮した支援・指導を行う。

なお、編入学生の1セメスター当たりの履修登録単位数の上限は、概して一般入学の学生以上に高いことが期待される学習意欲等を考慮し、26単位とする。

また、編入学生がぜひ修得すべき科目の一部について、一般の学生のカリキュラムを前提にした場合、前期・後期の配置が編入学生のカリキュラムでは当てはめにくいものがあるため、これらの科目については、編入学生用のクラスを置くこととする。

## シ 自己点検・評価

### (1) 基本方針

大学は、公共的な性格が強い機関であり、特に人材育成という社会において極めて重要な役割を担っていることから、その教育・研究その他の活動や運営の状況を不断に検証し、改善していく必要がある。

本学においては、教育・研究の理念や目標等に対する達成度を把握、評価する観点から、教育・研究活動、社会貢献等の状況、大学運営（組織、運営、施設設備、財務）の状況等について、定期的・継続的に自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

これにより、本学の教育・研究の内容、質などの改善、高度化を不断に進め、社会に対する大学としての責任を全うし、より良い大学づくりに資することを目指す。

### (2) 実施体制、実施方法、評価項目等

教授会の下に大学評価委員会を設置し、当該委員会の統括の下に関係委員会及び関係部署が連携協力して自己点検・評価を実施する。

実施に当たっては、点検・評価内容の広範性、専門性を踏まえ、大学評価委員会の下に、運営管理チーム、教育研究チーム及び学生対策チームの3つの作業チームを設置し、実施及び取りまとめの作業実務を分担する。

実施方法については、5年ごとにすべての項目にわたる総点検・評価を行うこととし、当該年次以外の年次においては所要の項目について点検・評価を行う。なお、特に重要な教育研究関係及び学生関係の項目は、原則として毎年度行うこととする。その一環として、後述するように、学生による各教員の授業評価アンケートを毎年度実施し、教員の資質の維持向上につなげる。

評価項目、各項目の関係委員会・組織や実施年次等については、表7のとおりである。  
(本学に設置する各委員会等について参考資料8)

### (3) 評価結果の活用及び公表

評価結果は、学内全教職員に対し説明会の開催等により周知する。

また、評価結果を踏まえ、関係委員会や部署において継続的に改善を図っていく枠組みを作る。具体的には、重要な論点等については大学評価委員会及び関係委員会・部署の合同会議などを行い、評価項目ごとに結果に対する具体的な対応策や目標を設定するなどの取組を行う。

評価結果の公表については、結果の概略を広報誌に掲載するほか、全体をホームページに掲載し、広く一般に公表することにより、自覚を持った自己点検・評価の実施及びそ

れに基づく持続的な改善に努めたい。

(4) 第三者評価

本学は、学校教育法の定めるところにより、認証評価機関の評価を受けるものとする。  
 認証評価の結果は、広報誌やホームページ等により公表するとともに、自己点検・評価と一体となって、本学の教育研究や運営管理の継続的な改善に資するよう取り計らうこととする。

表7 大学評価委員会における評価項目等の概要

作業チーム	評価項目	H20年度 (開設年度)	H21年度	H22年度	H23年度 (完成年度)	関係委員会等
<b>運営管理チーム</b>						
	大学の理念、教育研究の目標					大学評議会
	教員組織、事務組織					人事委員会、総務委員会
	施設設備					総務委員会
	管理運営、財政					総務委員会
	服務規律、コンプライアンス					総務委員会
	社会貢献・地域交流					学術研究委員会
	自己点検・評価体制					
<b>教育研究チーム</b>						
	教育研究上の組織					教務委員会
	教育課程					教務委員会
	教育研究の内容・方法					教務委員会、FD委員会
	研究活動					教務委員会 学術研究委員会
	資質向上					FD委員会
	情報メディアセンター					学術研究委員会
<b>学生対策チーム</b>						
	学生の受入れ					入試対策委員会
	教育・履修指導					学生委員会
	学生支援					学生委員会
	就職対策					就職対策委員会
	国際交流・国際協力					国際委員会

注：5年ごとに総まとめの自己点検・評価を行う。(最初は平成24年度)

の項目は、当該年度に点検・評価を行う項目である。

## ス 情報の提供

### (1) 基本方針

本学は、教育研究活動の状況、運営管理の状況、自己点検・評価の結果その他の事項を広報誌やホームページを用いて広く一般に明らかにすることにより、公共的な機関として社会に対する説明責任を果たす。

特に、自己点検・評価の結果等の情報提供については、教育研究活動や運営管理の質の向上、改善を継続的に、かつ自覚を持って取り組んでいくためにも積極的に行う。

### (2) 情報提供の実施方法及び提供項目

情報提供の方法としては、主としてホームページ、広報誌、大学紀要等の媒体を用いる。また、情報公開に関する規程を制定し、これに基づき事務局窓口における情報の開示を行う。

#### ホームページ

ホームページにおいては、次のような項目を掲載し、かつタイムリーに更新するものとする。

#### 【大学全体に関すること】

- ・建学の精神、教育の理念や方針
- ・学則、役員や大学の組織
- ・プライバシーポリシー等の個人情報の取扱いに関すること
- ・財務情報に関すること
- ・自己点検・評価の結果
- ・第三者評価の結果に関すること
- ・大学の施設・設備に関すること など

#### 【教育に関すること】

- ・学部学科の目標、特色、教育内容
- ・教育課程の概要やカリキュラム
- ・教員の紹介
- ・年間のスケジュール
- ・進路情報や資格取得に関すること など

#### 【学生の学修や課外活動、生活に関すること】

- ・学生の履修に関すること
- ・サークル活動、学園祭その他の活動の紹介
- ・アパートや寮に関すること
- ・キャンパス周辺地域の紹介 など

#### 【入試に関すること】

- ・入試制度の詳細
- ・過去の入試結果の概要 など

#### 【研究に関すること】

- ・大学紀要及び教育研究活動報告書に掲載した内容その他の本学の研究活動の紹介
- ・国際協力活動等の状況 など

## 【地域貢献に関すること】

- ・ 講習会その他の生涯学習に関すること など

### 大学紀要

研究論文の収録、教育研究活動を主な内容として、年に1回刊行し、全国の高等教育機関、医療福祉関連施設、官公庁等に配布する。

### 教育研究活動報告書

各教員の教育研究活動の概要を内容として、年に1回発行する。

### 事務局窓口での対応

情報公開に関する規程に基づき、本学の財務状況その他の情報を事務局窓口に備え縦覧に供するとともに、所要の手続により本学の情報開示請求に応じる。

## セ 教員の資質の維持向上の方策

### (1) 基本方針

本学の教育研究の目的を達成し、高等教育機関としての社会的責任を果たすためには、学生が意欲を持って主体的に学修に励みうるような教育の質の向上、研究の質の向上を継続的に図っていかねばならない。

本学では、FD委員会を中心として、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえつつ、ファカルティ・デベロップメントに積極的に取り組み、継続的に教員の資質の維持向上に努め、もって本学の教育研究の質の向上・改善を図る。

### (2) 対応組織

教授会の下に置かれるFD委員会は、本学の教員及び職員を構成員とするが、必要に応じオブザーバーとして外部の有識者を加えること等により、客観的かつ活発な検討、取組となるよう留意しつつ対応していく。

### (3) 具体的対応

#### 授業方法の検証と改善

FD委員会を中心とする授業参観等による授業方法の検証と、それを基にした教員との意見交換を実施する。意見交換は、授業参観等の実施から一定期間内に行うものとする。

また、完成年度までの間、新たに開講される授業については、最低1回は授業参観を行うものとする。他の授業については、のアンケートの結果を踏まえ、FD委員会において授業参観の実施を検討する。

#### 学生による授業評価アンケートの実施とその活用

FD委員会が主体となり、各セメスターの途中及び終了時の2回、学生に対し授業評価アンケートを実施する。なお、完成年度までの間、新たに開講される授業科目については、各セメスターの途中に2回及び終了時の3回実施する。

アンケートの結果は、 により F D 委員会において検証するとともに、教員本人に伝達し、必要に応じ当該教員から改善方策等に関するレポートを提出させる。委員会の検証及び教員のレポートを踏まえ、必要に応じ当該教員との意見交換を行う。

また、学生に対するアンケートについては、以上の各授業科目に対するものだけではなく、各年次の終了時（完成年度までは各セメスターの終了時）に、教育全体、大学運営全体に関するアンケートも実施し、F D 委員会において検証の上、項目の内容に応じ、関係委員会等へ提供する。

#### 講演会、出前授業の実施

本学の専任教員により、地域住民等を対象とする講演会や、近隣の中高校等における出前授業を実施し、併せて内容等に関するアンケートを実施することにより、地域貢献に資するとともに、教員の授業方法の改善への意識向上にも寄与することとする。

#### F D 委員会による点検・評価と活用

（及び ）の結果等を材料としつつ、F D 委員会において自己点検・評価を行うとともに、これを効果的に活用するための取組を行う。

具体的には、個々の教員の課題等を踏まえ適当なグループに分けて行う意見交換や、全体的な課題を踏まえた研修（外部講師による講演など）などを実施する。これらの取組は、基本的にセメスター終了ごとに行うものとする。ただし、学生アンケート等の結果を踏まえ、緊急の必要があると認められるときは、随時実施する。

#### 学生支援センターとの連携

学生支援センターで受けた相談等のうち、教員の資質に関する事項については、F D 委員会へ情報提供を行う。

#### 開学年度における教員の研修

開学年度においては、開学前に次のような事項について、参加が不可能な者を除き、開学年度に就任する全専任教員を対象として研修を行う。（参加が不可能な専任教員及び2年目以降に就任する専任教員については、適時に研修等を行う。）

- ・本学の建学の精神や教育研究の理念等の徹底
- ・本学における教育研究の方法等
- ・学生に対する教育・生活指導や留意点
- ・本学の各種規程、約定等
- ・ファカルティ・デベロップメントや自己点検・評価等に関すること
- ・本学の組織と各役職の役割、責任と権限 など

#### ソ 法令・倫理等の遵守、服務規律の確保

昨今の企業におけるコンプライアンスの重視、公的な機関における適法・適正な経営・運営に対する国民の意識の高まり等にかんがみれば、大学という公共的な性格が強い組織において、自己点検・評価や情報の提供に積極的に取り組むことはもとより、法令や社会的な倫理・規範を遵守することは最も基本的なルールである。



本学においても、学内における法令や社会的な倫理・規範の遵守が図られるよう、適切な体制・規程等の整備、それらの的確な運用を行っていく。

この場合、組織としての経営倫理という側面と、個々の教職員における倫理・服務規律という側面に分けて整理する。

前者については、特に法の遵守及び社会的責任の遂行という点を重視し、倫理綱領の制定、適切な情報公開の推進、役員会その他の組織の機能の適正な発揮と内部監査・牽制体制の構築により取り組む。

後者については、就業規則の下に所要の規程等を整備するとともに、定期的に研修を行い、意識の啓発に努める。